

犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）  
（中間案）

平成 28 年 10 月

三重県環境生活部



## < 目 次 >

[頁]

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 策定にあたって.....                     | 1  |
| (1) なぜ今、「アクションプログラム（仮称）」を策定するのか..... | 1  |
| (2) 「アクションプログラム（仮称）」の概要.....         | 2  |
| ①位置づけ ②計画期間                          |    |
| 第2章 三重県の「安全で安心なまちづくり」に関する状況.....     | 3  |
| (1) 犯罪と交通事故の状況.....                  | 3  |
| (2) 県民の皆さんの意識.....                   | 4  |
| 第3章 「アクションプログラム（仮称）」がめざすもの.....      | 8  |
| (1) 基本方針.....                        | 8  |
| (2) 基本目標.....                        | 16 |
| (3) 構成と推進体制.....                     | 18 |
| 第4章 重点テーマ.....                       | 22 |
| (1) 犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保する.....         | 24 |
| (2) 子ども・女性・高齢者を犯罪から守る.....           | 30 |
| (3) テロ対策を推進する.....                   | 36 |
| (4) ICT社会における安全・安心を確保する.....         | 38 |
| (5) 薬物乱用を防止する.....                   | 43 |
| (6) 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす.....           | 46 |
| (7) 犯罪被害者等支援策を充実させる.....             | 53 |
| [参考] 県関係の各種相談窓口（防犯・交通安全に関連するもの）..... | 57 |
| 第5章 策定後の展開.....                      | 59 |
| (1) 「オール三重」の県民運動へ.....               | 59 |
| (2) 未だ見ぬ犯罪に立ち向かうために.....             | 59 |



## 第1章 策定にあたって

(1) なぜ今、「アクションプログラム（仮称）」を策定するのか

三重県内の平成27（2015）年中の刑法犯認知件数<sup>※1</sup>は、ピークであった平成14（2002）年から7割近く減少するなど、犯罪<sup>※2</sup>情勢には一定の改善が見られます。

一方で、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子どもや女性が被害者となる性犯罪等は後を絶たず、また、ストーカー、DV（ドメスティック・バイオレンス、配偶者等からの暴力）事案の認知件数、特殊詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺等）の被害額が高水準で推移するなど、県民の皆さんの不安が解消されるには至っていません。

さらには、危険ドラッグ等の違法薬物の蔓延<sup>まん</sup>、サイバー空間における犯罪の多発、国際的なテロ行為の発生等、社会経済情勢の急激な変化に伴う新たな問題が出現しています。

また、三重の知名度を大きく高めた平成28（2016）年5月の「伊勢志摩サミット」開催後も、県内では、伊勢志摩国立公園が国の選定を受けて世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化をめざすことや、「第27回全国菓子大博覧会・三重（お伊勢さん菓子博2017）」、「平成30年度全国高等学校総合体育大会」、「第76回国民体育大会（三重とこわか国体）」の開催などにより、国内外から多くの人びとの来訪が見込まれます。それにより、人や物の流れの変化や交通量の増加が起こればと思われ、交通安全にも一層の注意が求められます。

こうした状況の全てに対応し、県民の皆さんの犯罪や交通事故に対する不安を払拭するには、行政の力だけでは十分ではありません。

本県では、これまでも「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」（以下、「安全安心まちづくり条例」という。）に基づき、地域における自主防犯活動を促進するなど、県民の皆さん等との「協創<sup>※3</sup>」による安全で安心なまちづくりに取り組んできました。

特に伊勢志摩サミットの開催にあたっては、最重要とされた安全・安心に関して、例えば、テロ対策の恒常的な推進を目的に、官民一体の日本型テロ対策の枠組として「テロ対策三重パートナーシップ推進会議」が警察本部に設置され、また、県内の全警察署で地域版のテロ対策パートナーシップが発足し、地域密着型のテロ対策の推進体制がスタートするなど、“オール三重”で丸となり安全・安心を実現しようとする取組が展開され、県民や事業者の皆さんとの協創によって安全で安心なまちづくりを実現する気運が一層高まりました。

伊勢志摩サミットの開催は、知名度等の向上、会議自体の成果、地域の総合力の向上といった、さまざまな「レガシー（資産、有形無形の好影響）」を三重にもたらしました。その中でも、サミット開催に向けた県民の皆さんの安全・安心への意識向上や、「自分たちの地域は自分たちで守る」という気運の高まり、そして、「県民力で、世界最高峰の国際会議を無事に成功させた」という経験は、とても重要なレガシーとなりました。

そのようなサミットのレガシーを得た今こそ、それを引き継ぎ、発展させ、県<sup>※4</sup>として県民等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくために、「犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）」を策定します。

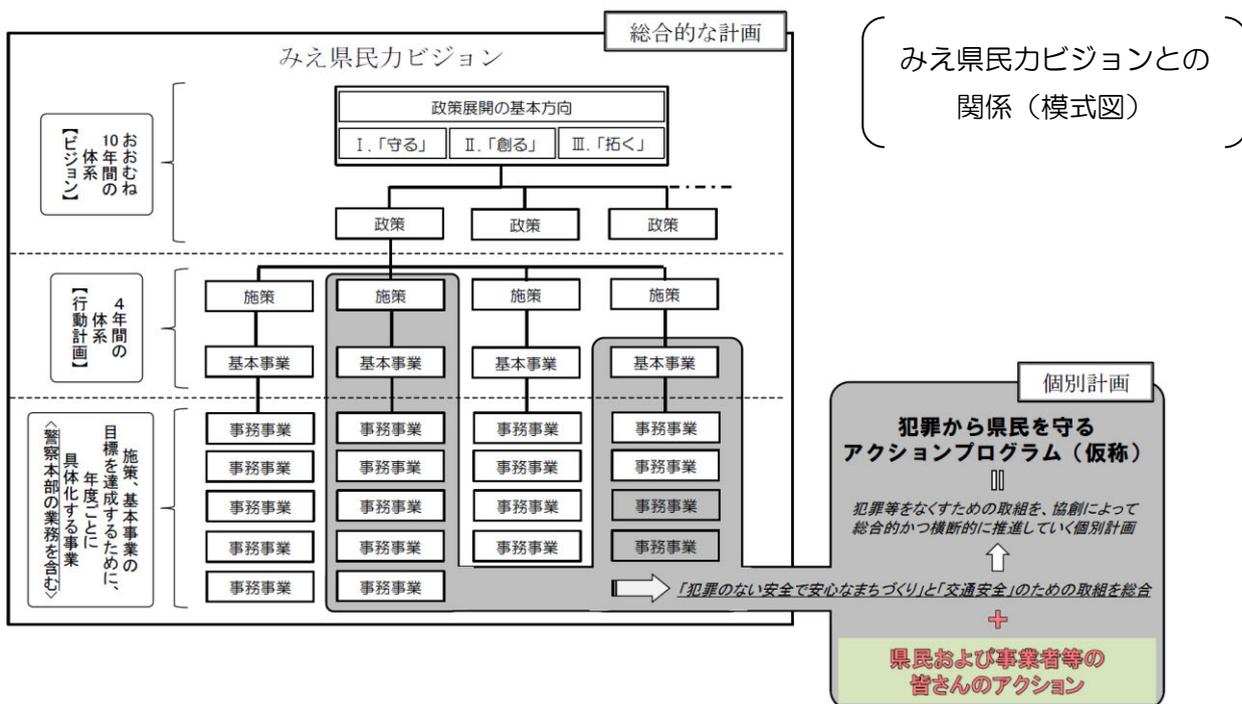
- ※1：「刑法犯認知件数」とは、刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く。）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理事件数をいいます。
- ※2：安全安心まちづくり条例の逐条解説では、「犯罪には、「刑法」に基づくものと特別法（「道路交通法」、「覚せい剤取締法」等）に基づくものがあります」としていますが、このプログラム中では、それらに加え、条例（「迷惑防止条例」等）に基づくものについても、「犯罪」という言葉を用いています。
- ※3：「協創」とは、一人ひとりが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくことをいい、平成24（2012）年度から概ね10年先を見据えた本県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」のキーワードです。
- ※4：このプログラム中で「県」というときは、地方自治法第1条の3第2項に定める普通地方公共団体としての県を指し、知事部局、公安委員会、教育委員会等を含みます。

(2)「アクションプログラム（仮称）」の概要

①位置づけ

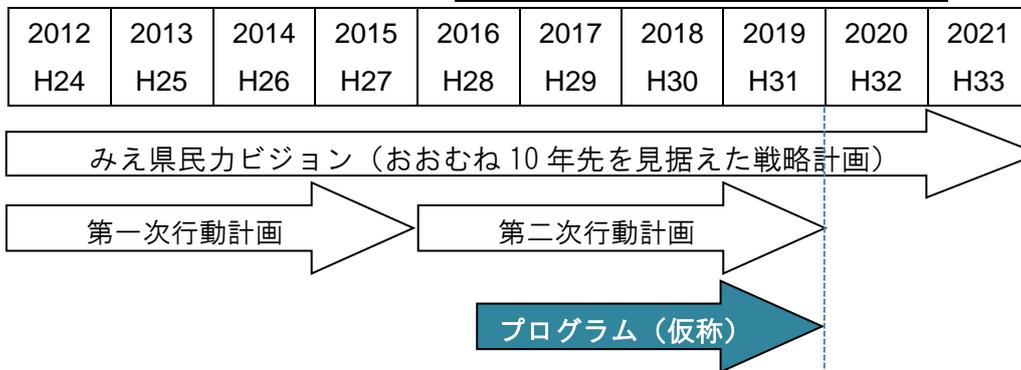
安全安心まちづくり条例に定めるとおり、県が「犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」こと、また、「第10次三重県交通安全計画」に基づく諸施策の推進により、交通事故のない安全・安心な社会の実現を図っていくことから、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画<sup>※</sup>」の中で、**県を挙げて県民等さまざまな主体と協創し、“防犯”と“交通安全”のための取組を総合的かつ横断的に推進していく個別計画**とします。

そのため、「第二次行動計画」に基づいて県の各部局等が取り組む、防犯・交通安全に関連する施策等と整合を図っています。



②計画期間

「犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）」の計画期間は、**策定の日～平成31（2019）年度末** とします。



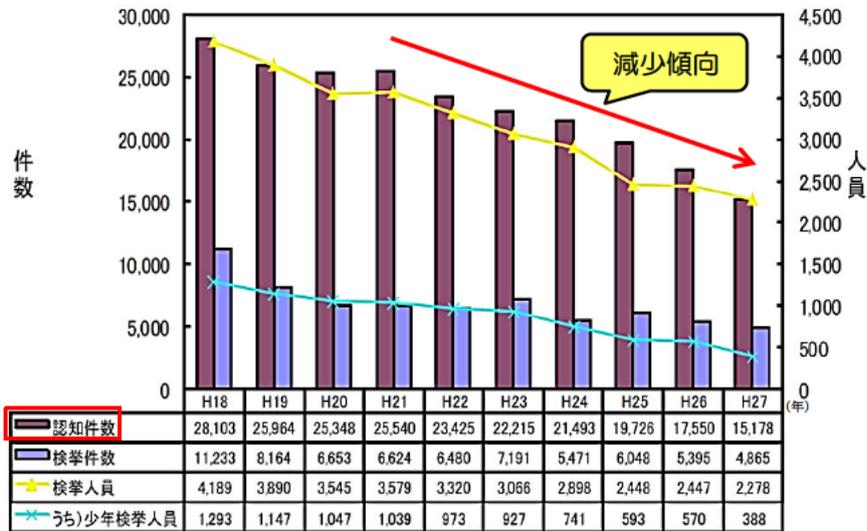
※第二次行動計画：「みえ県民カビジョン」が掲げる「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」という基本理念を具現化するための中期の計画であり、計画期間は平成28（2016）年度から平成31（2019）年度までの4年間としています。

## 第2章 三重県の「安全で安心なまちづくり」に関する状況

### (1) 犯罪と交通事故の状況

刑法犯認知件数は減少傾向にあります。

刑法犯認知件数 過去10年間の推移（三重県）



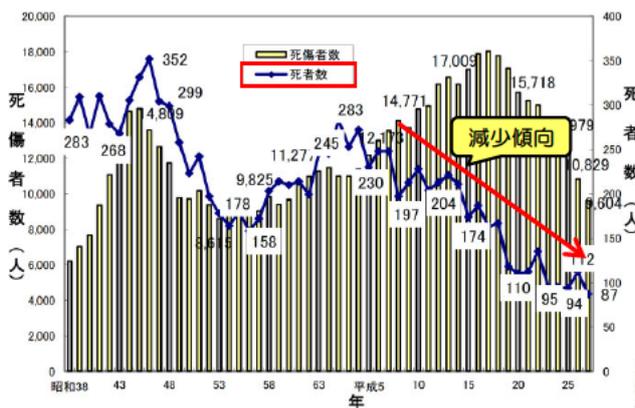
引用：三重県警察本部「三重県における刑法犯の認知・検挙状況 平成27年中」

※検挙件数：警察で検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。/検挙人員：警察において検挙した被疑者の数をいう。

/少年検挙人員：14歳以上20歳未満の者が犯した犯罪の検挙人員をいう。

交通事故死者数は減少傾向にありますが、そのうち高齢者は高水準で推移しています。

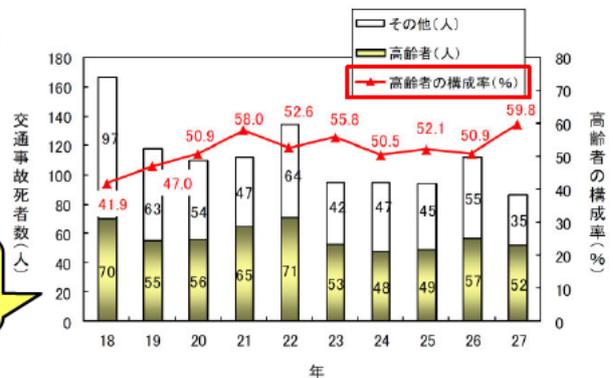
県内の道路交通事故による死者数及び死傷者数の推移



引用：三重県交通安全対策会議「第10次三重県交通安全計画」

交通事故死者のうち、  
高齢者の割合は高水準で推移

県内の交通事故死者における高齢者の推移



## (2) 県民の皆さんの意識

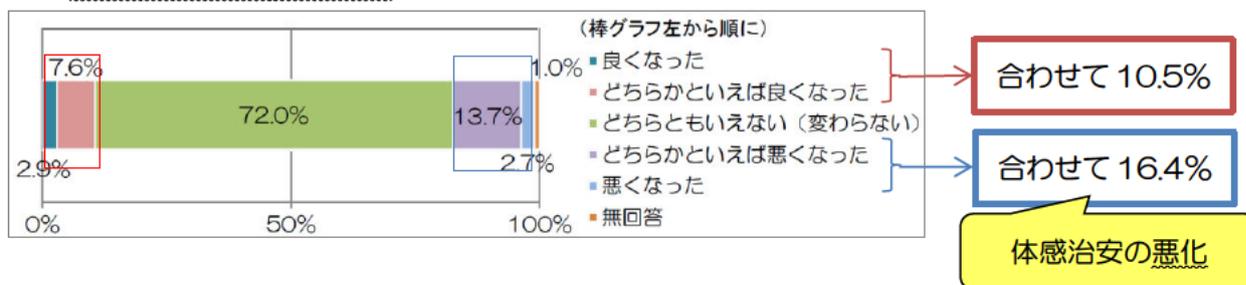
＜『犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）』に係る県民意識調査結果から＞  
策定にあたって県民の皆さんの意識を把握するため、調査を実施しました。

|       |  |
|-------|--|
| 調査の概要 | <p>○調査期間：平成28年1月28日～2月15日</p> <p>○調査対象：県内在住の満20歳以上の男女3,000人</p> <p>○抽出方法：県内全市町の選挙人名簿登録者から等間隔無作為抽出</p> <p>○調査方法：郵送配布、郵送回収、督促状はがき1回配布</p> <p>○回収結果：有効回答数1,530通（有効回答率51.0%）</p> |
|-------|--|

### I 治安についての意識

#### ① 住んでいる地域で、3年前と比べて治安がどうなったと思うか【問5】

○3年前より治安が良くなったと思う人の割合よりも、悪くなったと思う人の割合がやや高くなっています。



#### ② 「治安が悪くなった」と思う理由（複数回答）【問5-2】

○犯罪自体が増加したからとする割合が高くなっています。

- ・「犯罪が増加した」36.4%
- ・「子どもや女性、高齢者が被害に遭う犯罪が増加した」35.6%

○次いで、インターネット等で有害情報に触れるからとする割合が高くなっています。

- ・「インターネット等で様々な有害情報が氾濫するようになった」32.4%

○約2割が、周囲の生活環境の防犯状況への懸念を示しています。

- ・「地域住民の規範・防犯意識や連帯意識が低下した」24.8%
- ・「防犯カメラや防犯灯等、防犯設備の整備が進まなかった」24.8%

実際には刑法犯認知件数は減少しているが、  
相反した実感が表れている

### II 被害に遭うおそれがあると思っている犯罪

#### ① 日常生活で、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと感じる犯罪は何か（複数回答）【問13】

○身近な犯罪に脅威を感じる割合が高くなっています。

- ・「空き巣などの侵入犯罪」73.8%
- ・「自動車・バイク等の乗り物盗や車上ねらい」56.0%
- ・「ひったくり、路上強盗」42.9%

○約4割が、サイバー犯罪や特殊詐欺といった新たな形態の犯罪に脅威を感じています。

- ・「インターネットの利用等に伴うサイバー犯罪」41.1%
- ・「振り込め詐欺等の特殊詐欺」39.4%

○2割前後が、子どもや女性が被害者となる犯罪に脅威を感じています。

- ・「子どもの連れ去りやいたずら」27.5%
- ・「痴漢、強制わいせつ等の性犯罪」22.0%
- ・「つきまとい等のストーカー犯罪」15.0%

### Ⅲ 子ども・女性・高齢者を犯罪から守る対策、犯罪被害者等支援策

#### ① 子どもを守る対策として強化してほしいことは何か（複数回答）【問6】

○最も回答割合が高かったのは、「警察官によるパトロール活動」（50.9%）です。

○次いで、防犯カメラ等の防犯設備・環境の整備強化を求める割合が高くなっています。

- ・「通学路など、街頭への防犯カメラの設置」49.4%
- ・「歩道の設置や交通安全施設の整備」44.2%
- ・「学校、幼稚園、保育所等への防犯設備（防犯カメラ等）の設置」32.2%

#### ② 女性を犯罪から守る対策として強化してほしいことは何か（複数回答）【問10】

○防犯カメラ等の防犯設備・環境の整備強化を求める割合が高くなっています。

- ・「道路や公園に防犯灯・街路灯・防犯カメラの設置などの環境整備」77.8%
- ・「住宅・マンション等の防犯対策の促進」33.1%

#### ③ 振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害に遭わないために最も有効だと思うものは何か【問11】

○犯罪に関する情報の提供・共有が最も有効だとする割合が高くなっています。

- ・「最新の犯罪手口に関する情報提供」16.7%
- ・「家庭内における情報の共有とルール作り」11.8%

#### ④ 犯罪被害者やその家族・遺族が受けるおそれのある二次被害にどのようなものがあると思うか（複数回答）【問18】

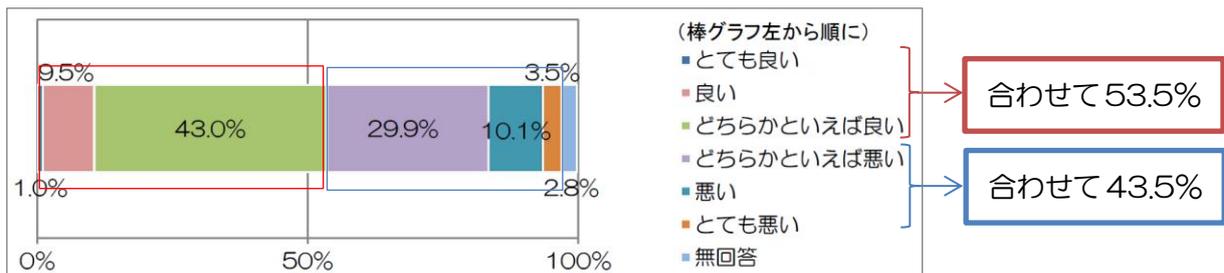
○精神的な被害を受けるおそれがあると感じている割合が高くなっています。

- ・「精神的被害」90.6%
- ・「世間の誤解や中傷」75.0%
- ・「マスメディアの取材等への対応」47.3%

### Ⅳ 交通安全

#### ① 三重県内での交通ルールの遵守や自動車等の運転マナーをどう思うか【問23】

○良いと感じている割合が優位ですが、半数近くが悪いと感じています。



② 飲酒運転がなくなるのはなぜだと思うか（複数回答）【問 20】

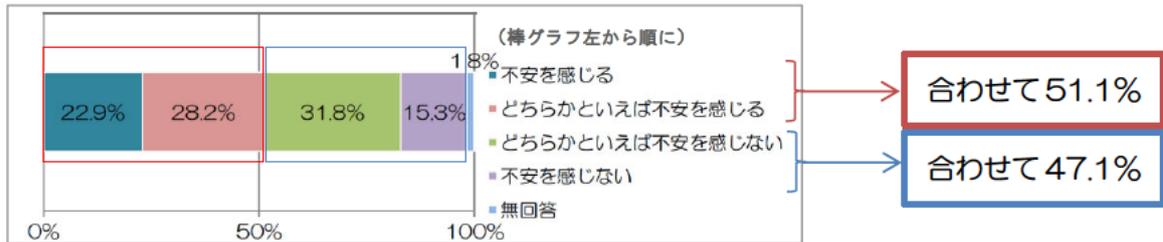
○飲酒運転を行う者の意識の低さを指摘する割合が高くなっています。

- ・「少くらの酒なら大丈夫と思っている人が多い」84.2%
- ・「捕まらないと思っている人が多い」65.6%
- ・「飲酒運転の危険性を理解していない人が多い」56.9%

V テロ

① 県内でテロが発生する不安があるかどうか、また、あるとすれば理由は何か【問 25、25-1（複数回答）】

○県内でもテロが発生するという不安を感じている割合がやや高くなっています。



○不安を感じる理由に伊勢志摩サミット開催を挙げる割合が高くなっています。

- ・「伊勢志摩サミットが開催される」91.4%

② 県内ではどのようなテロが発生しうらと思うか（複数回答）【問 26】

○不特定多数が集まる場所で爆破テロが発生しうらと思う割合が高くなっています。

- ・「大規模店舗、大規模集客施設等での爆破」52.9%
- ・「駅、列車等の爆破」49.5%

「オール三重」の取組で、サミットは無事に大成功を収めました

VI インターネット上のトラブル

① インターネット上のトラブルに巻き込まれた経験の有無【問 27】

○1割超の人が、実際にトラブルに巻き込まれたことがあると答えています。

- ・「ある」13.0%
- ・「ない」85.0%

② どのようなトラブルに巻き込まれたことがあるか（複数回答）【問 27-1】

○インターネットの利用で起こり得るトラブルに遭ったとする割合が高くなっています。

- ・「オンラインゲームやショッピングサイト等からの不当請求」45.7%
- ・「メールによるウイルス感染」44.7%

③ インターネット・ホットラインセンター※について知っているか【問 28】

○インターネット・ホットラインセンターの認知度は低い状況です。

- ・「知っており、利用したこともある」+「知っているが、利用したことはない」17.8%
- ・「知らない」79.3%

※インターネット・ホットラインセンターは、インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口です。インターネット上の違法・有害情報の通報を受け、警察庁に情報提供するとともに、サイト管理者等に送信防止措置を依頼する等の業務を行っています。

## Ⅶ 違法薬物等（危険ドラッグを含む）

### ① 違法薬物等の危険性について知っているか【問 29】

○違法薬物等の危険性について知っている割合が、約9割と高くなっています。



### ② 違法薬物等の危険性についてどこで知ったか（複数回答）【問 29-1】

○マスメディアを通じて知ったとする割合が高くなっています。

・「テレビ」89.8%

・「新聞」39.8%

### ③ 違法薬物等による被害を減らすために、どのようなことを強化すべきか（複数回答）【問 30】

○最も回答割合が高かったのは、「警察や関係機関による取締り」（66.0%）です。

○次いで、薬物乱用防止教室等の啓発活動の強化を求める人の割合が高くなっています。

・「学生を対象とした薬物乱用防止教室」58.3%

・「薬物乱用防止に向けた講習会・研修会」31.3%

### ～まとめ～

○刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、そのような状況に反して「犯罪が増加したから」以前より治安が悪くなった」と感じている県民が一定数います。

○多くの県民が、日常生活の中で、空き巣やひったくりなどの犯罪に遭うのではないかと心配しています。

○サイバー犯罪や特殊詐欺、子どもや女性に対する犯罪に遭うのではないかと心配する県民も多くいます。

○子どもや女性を犯罪から守るため、防犯カメラ等の環境整備が重要だと考える県民が多くいます。

○交通安全に関しては、運転マナーや飲酒運転根絶について、当事者の意識の低さに課題を見出す県民が多くいます。

○伊勢志摩サミットの開催を契機に、テロを「他人事ではない」と考える県民が増えたと言えます。

○多くの県民が、違法薬物等の危険性を認識し、乱用防止のための啓発活動の強化を求めています。

### 【その他、県民の皆さんからの意見聴取】

外部有識者や関係団体の代表者等からなる懇話会「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」において、委員から意見をいただきました。（第1回：平成28年5月10日、第2回：同年9月7日）

また、自主防犯活動団体等、日頃から地域の防犯や交通安全に尽力いただいている県民の皆さんを訪ね、意見を伺いました。

いただいた意見や示唆は、「アクションプログラム（仮称）」の内容に可能な限り反映しています。

### 第3章 「アクションプログラム（仮称）」がめざすもの

#### （1）基本方針

##### めざす姿：「県民力でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重」

…県と、県民、ボランティア、企業、関係団体、市町等、さまざまな主体が協創することにより、犯罪や交通事故のない、安全で安心な暮らしを確保することをめざします。

安全で安心なまちづくりを推進する計画は他自治体にも先例があり、例えば広島県では、「ひろしまアクション・プラン」（第1期：平成15～17年、第2期：平成18～22年、第3期：平成23～27年、第4期：平成28～32年）を策定し、県民等さまざまな主体の協働・連携による『「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動』を展開しています。その結果、同県では刑法犯認知件数が大幅に減少（第3期末時点で運動開始時の4割以下となり戦後最少）し、引き続き、県民の「安心」の実感に向けた運動が続けられています。

本県でも、そうした先例に学びながら、「アクションプログラム（仮称）」によって、防犯・交通安全、そして県民の皆さんの安全・安心の実感につなげることをめざします。

では、めざす姿の実現のためには、どのような方針で取り組めばいいのでしょうか。

今回、アクションプログラムの策定のために行った県民意識調査（4～7ページ）では、「犯罪自体が増加した」という実感の他に、「地域住民の規範・防犯意識や連帯意識が低下した」とか、「防犯カメラや防犯灯等、防犯設備の整備が進まなかった」といったことを、治安が悪化したと感じる理由に挙げる回答割合が高くなっていました。

加えて、飲酒運転がなくなる理由としては、当事者の意識の低さを指摘する回答割合が高く、違法薬物等による被害を減少させるために強化すべき対策としては、学生対象の薬物乱用防止教室や、講習・研修会が必要だとする回答割合が高くなっていました。→これらのことから、県民の皆さんが防犯・交通安全のために必要だと思っているものを整理すると、「意識」「地域」「環境」という3つの言葉が浮かび上がってきます。

それは、防犯まちづくりの分野で有効とされる手法にもつながります。

防犯まちづくりの基本的な手法では、次の3点が重要だと言われています。

#### ①人の目の確保

…多くの「人の目」（視線）を自然な形で確保し、犯罪を行おうとする者に「犯罪行為をすれば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより、犯罪抑止を図る。

#### ②犯罪を行おうとする者の接近の防止

…犯罪を行おうとする者の侵入経路をなくし、被害対象者（物）への接近を妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。

#### ③地域の共同意識の向上

…防犯まちづくりを行う地区で、その住民等が「我がまち意識」を持ち、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活発化等を通して犯罪抑止を図る。

〔参考：「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」(防犯まちづくり関係省庁協議会)〕

つまり、住民等が自らの地域を想い、地域に目を配り、犯罪を行おうとする者を近づけない—そのような場所で、犯罪は起こりにくく、犯罪不安は小さくなると考えられます。  
交通事故防止についても同様で、各々の「意識」や、「環境」が極めて重要です。

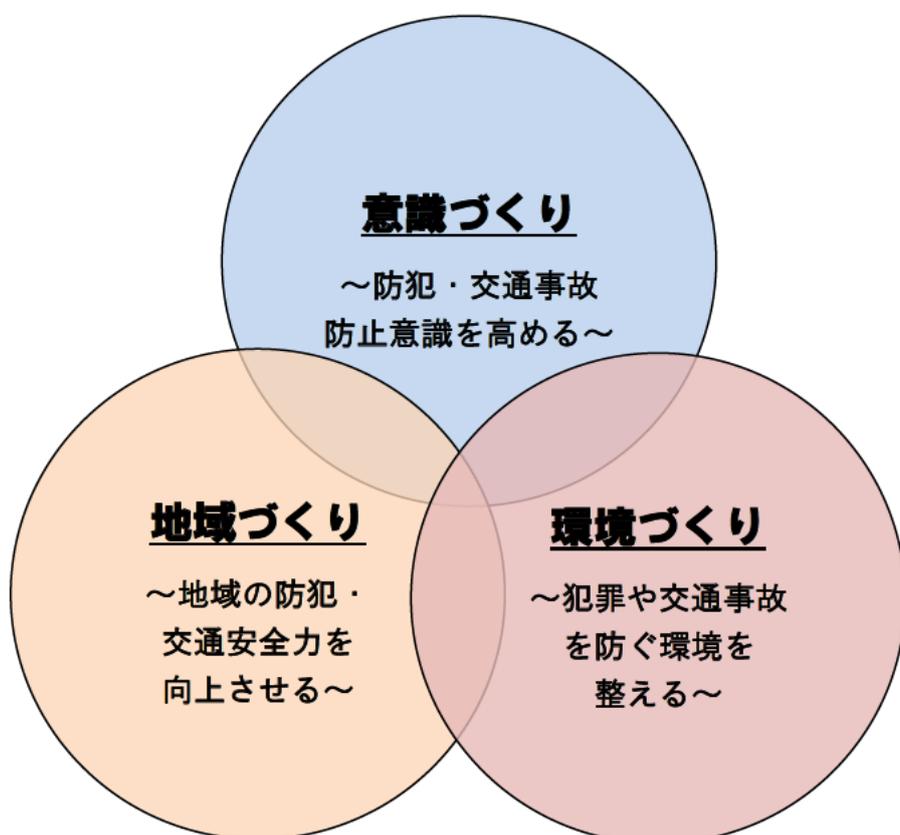
だからこそ、「犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）」は、県民一人ひとり、ボランティア、企業、関係団体、市町等といった皆さんの力を必要とします。  
さまざまな主体の協創によって、はじめて「めざす姿」は実現されるのです。

以上をふまえ、「アクションプログラム（仮称）」の基本方針を、

**「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」**

の3つに整理します。

そして、これらをベースにして各主体の協創に基づく取組を進めていくこととします。



「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」とは、具体的にどのようなことでしょうか。  
…そのイメージをつかんでいただくため、次のページ以降で、事例を交えて説明します。

## 意識づくり ～防犯・交通事故防止意識を高める～

基本方針の1つ目、「意識づくり」とは、犯罪等に遭わない、犯罪等を寄せつけない、大切な人を犯罪等から守る…といった“意識”を、それぞれが自ら高めていくことを指しています。

「意識づくり」の主体は個人に限らず、地域コミュニティや事業者など、集団としての「意識づくり」も、ここには含みます。

### **自助・共助・公助**

例えば自然災害への備えについて語るとき、「自助・共助・公助」という言葉がよく使われます。

“自分で自分を守る”のが「自助」、 “他の誰かと助けあう”のが「共助」、行政等の“公”による支援が「公助」です。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成28年熊本地震といった大規模自然災害の教訓から、防災については「自助・共助の重要性」についての認識が広がってきました。

では、防犯や交通事故防止についてはどうでしょう。

「犯罪対策は警察に任せておけばいい」—そんな考え方も、世間にはまだ残っているのではないのでしょうか。

確かに、危険な犯罪者と直接に対峙するなど、警察にしか担えない役割も多くあります。しかし、例えば空き巣被害の防止について考えてみてください。三重県内には70万以上の世帯があります。地域の警察官は県民の皆さんの安全を守るために日々奮闘していますが、それでも、皆さんの家の一軒一軒が空き巣被害に遭わないよう、隅々まで常に目を光らせていることは不可能です。玄関や窓の鍵を忘れず閉めるといった「自助」、ご近所で見守りあう「共助」の意識をしっかりと持つことが、犯罪等を防ぐためには欠かせません。

### **「共助」の防犯意識は、地域を豊かにする**

本県を含め、日本では単独世帯（一人暮らし）の方が増えており、今後ますます増加していくと考えられています。一人暮らしの方に対して、「自分の身は自分で守るべし」とだけ言っても、それは無理というものではないでしょうか。

例えば、高齢者等を狙う「特殊詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺など）」という犯罪が問題化しています。自分や、亡くなった家族が額に汗して築いてきた財産を狙う犯罪者におびえる、一人暮らしの高齢者のストレスの大きさは計り知れないものです。特殊詐欺の電話や悪質な訪問販売、空き巣等を警戒するあまり、外からの接触を遠ざけてしまい、結果として社会から隔絶されてしまうことにもなりかねません。地域の中で困っている高齢者はいないか、あらためて意識を向けてみてください。

ご近所同士で見守りあうこと…それが、犯罪等から地域住民を守ることになるばかりか、地域の暮らしを、より快適で、楽しく、豊かなものにします。



## **「自助・共助」の交通安全意識は、安全な交通社会をつくる**

ドライバーの運転操作ミス、信号無視や飲酒運転等の法令違反、歩行者の不注意な道路横断等、交通事故の原因はさまざまですが、共通して言えることの一つは、当事者が交通安全に向けた「意識」を高く持つことの大切さです。自分自身が交通事故の被害者・加害者になってしまう“かもしれない”というように、交通事故は身近なものであることを常に考え、歩行者として、ドライバーとして、あるいは同乗者として、交通安全意識を持つことで、防ぐことのできる交通事故は多くあります。

飲酒運転防止は、その最たる例です。

「飲んだら、乗るな。乗るなら、飲むな、飲ませるな。」——これを全ての人が守るだけで、飲酒運転は“ゼロ”にできるのです。

しかしながら、飲酒運転を根絶することはまだできていません。原因の一つとして、飲酒運転を繰り返し犯してしまう人の中に、アルコール依存症の疑いがある人が一定数いるということが考えられます。県では、「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例」そして「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」に基づき、再発防止のために特にアルコール依存症に目を向けることを含め、総合的に取り組んでいるところです。

## **犯罪等を防止するための「意識づくり」の一例**

○徒歩や自転車乗車時の「ひったくり」に対し、かばんを車道と反対側に持つ、自転車の荷物カゴにひったくり防止ネットを被せる、防犯ブザーをつける など。

○子どもたちと一緒に「地域安全マップ」を作成する。

…地域を歩いて、危険な場所（例：入りやすく、見えにくい場所）などを探し、気づいたことを含めて手作りの地図に落とし込んでいきます。

⇒家庭や学校などで楽しく自分たちの地域を知りながら、犯罪や交通事故から身を守る意識が高まります。

## **自助・共助の「意識づくり」が大切…とは言え、「公助」も頼りにしてください**

○「安全で安心なまちづくりについて詳しく知りたい」⇒下記にご相談ください。

三重県 環境生活部 くらし・交通安全課 くらし安全班（☎ 059-224-2664）

○不審者・不審物などを見つけたら…深追いせずに、110番または最寄りの警察署へ連絡を！

## 地域づくり ～地域の防犯・交通安全力を向上させる～

基本方針の2つ目、「地域づくり」とは、県民の皆さんが住み、働き、学ぶ地域が、自助・共助の“意識”に基づいて、見守りあい・支えあいによって防犯・交通安全力を向上させていくことを指しています。

人口減少・少子高齢化社会で犯罪等に立ち向かうため、“地域”への期待は一層高まっています。

### **地域全体の支えあいで、安全・安心をめざす**

三重県は、皆さんがお住まいの地域が集まって成り立っています。

残念ながら犯罪が起こるおそれがあるのも、皆さんが住み、働き、学ぶ地域の中です。

前のページで述べているように、行政や警察が直接的に守りきるには県・市・町は大きすぎ、「自らの安全は自らが守る」という意識は、安全安心まちづくり条例の前文にも掲げる基本中の基本ではあるものの、自分ひとりだけではあまりにも不安です。

地域での支えあいが、どうしても必要なのです。

まちづくりの主役は地域の人びとです。県民の皆さん一人ひとりが、地域の一員であることを自覚し、「我がまち」を守ろうとすることこそが、安全安心まちづくりの真髄です。

### **地域を守る防犯ボランティア**

県では、これまでも安全安心まちづくり条例の理念に基づき、自主防犯活動団体に代表される、地域の防犯ボランティア活動の促進を図ってきました。

防犯ボランティアの活動には、大きく分けて、防犯パトロール、防犯広報、環境浄化、防犯指導・診断、子どもの保護・誘導、危険箇所点検といったものがあります（参考：公益財団法人全国防犯協会連合会ウェブサイト「防犯ボランティアのすすめ」）。

現在、県内には610の自主防犯活動団体があります（平成27年時点、三重県警察調べ）。

買い物や散歩のついでに防犯パトロールを行ったり、子どもの登校指導を兼ねて防犯見守りを行ったりするなど、地域のPTAや高齢者など有志の皆さんが、息の長い活動を地道に続けていただいています。実際に自主防犯活動団体の皆さんにお話をうかがうと、

「『いつでも、どこでも、だれでも、少しでも』の“4でも作戦”で子どもを守る活動に参加してもらっている。強制や縛りがないので、自然に続いているのだろう」

（あらしま地区こどもサポーターの会[鳥羽市]）

といった声がよく聞かれました。「無理なく、自分ができるところから」が、長く続く活動の秘訣と言えそうです。

あなたも、防犯ボランティア活動を始めてみませんか！

### **「向こう三軒両隣」の防犯力**

「『地域の共助が大切』と言われても、普段は忙しくて自治会の活動には参加していないし…」  
——そのように思われる方もいるかもしれません。

上に述べたように、自主防犯の基本は、「無理なく、自分ができるところから」です。

日本には旧来、「向こう三軒両隣」という考え方があります。玄関先で挨拶を交わしあえるご近所さん。集合住宅が増えるなど、「ご近所付き合い」も昔に比べると希薄になったとよく言われますが、単独世帯や、夫婦共働きの核家族など、一日の中で自宅を留守にする時間帯の長い生活様式の人が多くなっている今だからこそ、「向こう三軒両隣」で見守りあう、ゆるやかな“つながり”を持っておきたいものです。

## **多様性こそ、三重の力**

三重県は、さまざまな面で「多様性（ダイバーシティ）」を有する県です。

南北に長い地形は、豊かな海や山、川といった自然環境と、美しい景観、多種多様な生態系を育んでいます。生活文化も、各地域によって色とりどりの魅力を持っています。例えば、正月のお雑煮ひとつをとっても、角餅か丸餅か、すまし汁か味噌汁かなど、地域特有の伝統が集合して三重県が形づくられていることを物語っています。

地域に暮らす人びとも個性豊かです。三重県では、総人口に占める外国人住民の割合が高く、平成 26 年末時点で東京都、愛知県について 3 番目に位置しています。文化や信仰等、日本人とは異なるさまざまなバックグラウンドをもつ外国人住民の皆さんにとって、日本での暮らしには苦勞する点も多いでしょうが、県では以前から、外国人住民の皆さんを「助ける対象」として見るだけでなく、**地域**の担い手としての期待を向けてきました。

自主防犯に関しても、外国人住民の皆さんは地域の一員として、安全・安心の担い手としての役割を当然に期待されています。

県内でも特に外国人住民の多い鈴鹿市内で、外国人住民の皆さんとともに自主防犯活動に取り組みされている「桜島地区安全安心パトロール隊」の皆さんは、

「外国人住民の皆さんには、まずはこちらから声を掛け、コミュニケーションをしっかりと取るところから始める。お互いを理解し、気持ちを伝えあうことができるようになってから、協力を呼びかけてきた。今では安全・安心で静かな地域の大切な一員になっている」と教えてくれました。

## **大規模自然災害等の被災時の地域防犯**

大規模自然災害に見舞われた被災地では、混乱に乗じて被災者宅をねらう空き巣や、避難生活に便乗した悪質商法や詐欺、性犯罪・性暴力といった卑劣な犯罪が起きるおそれがあります。

発災直後には、警察はどうしても人命救助に総力を注がざるを得ず、地域の自主防犯活動団体の皆さんも、自身が被災している状況の中では、当然、平時のような活動は難しくなります。

そうした状況の中、過去の自然災害の際には、被災地支援、災害ボランティアの一環として、各地の自主防犯活動団体が活躍してきました。

例えば東日本大震災の被災地においては、山口県の防犯ボランティア団体が岩手県内において青色回転灯装備車両で夜間パトロールや子どもの見守り活動を行った例があり※、日頃培った経験、鍛えた防犯力を生かして、被災地での安全・安心の確保に貢献しました。

〔※参照：「自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の活動状況について」（警察庁、平成 24 年 4 月 5 日）〕

それぞれの地域の安全・安心を守るために地域防犯力を高めていくことは、地域の枠をこえて、全県の、ひいては国全体の安全・安心を形作ることにもつながっていきます。

## 環境づくり ～犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える～

基本方針の3つ目、「環境づくり」とは、犯罪や交通事故に遭わない、起こさせないための“環境”を整えていくことを指しています。

防犯設備のような「ハード」の整備のみならず、防犯・交通安全の“意識”を高め、犯罪等をゆるさない“地域”の雰囲気をつくることなども、結果的に「環境づくり」につながります。

### 犯罪を起こさせない環境をつくる

「環境づくり」については、24 ページ以降の重点テーマ1で具体的に扱っているので、ここでは、ハード整備のうち、特に県が高い防犯効果に期待している‘防犯カメラ’を代表例として紹介します。

県では現在、市町等に呼びかけながら、防犯カメラの設置促進を図っています。

平成 27 (2015) 年 12 月、県は、防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する県民の皆さんの不安を緩和するために、防犯カメラの設置・運用者に最低限配慮していただきたい事項をまとめた「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定しました。

同ガイドラインの中では、防犯カメラの効果を次の4つに整理しています。

#### ①犯罪の抑止

犯罪を行おうとする者に「見られている」という意識を植えつけ、犯行を思いとどまらせることができます。

#### ②安心感の醸成

その場所を利用する人びとや地域住民に対して安心感を与え、犯罪に対する不安感を緩和することができます。

#### ③事件・事故の解決

事件や事故が発生した場合には、画像データが解決の手がかりとなることがあります。

#### ④環境の整備

性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等から子どもや女性を守るための環境整備につながります。

さらに、

- ・防犯カメラを設置するときに最低限守らなければならないことは何か
- ・どんなことをポイントにして防犯カメラを選んだり、設置する場所を決めるのか
- ・実際に防犯カメラを設置するには、何から始めればよいのか

という視点から、防犯カメラを設置する際の参考となる情報を分かりやすくまとめた「三重県防犯カメラ設置ガイドブック 防犯カメラ設置のススメ」を作成しました。

(※PDFデータがダウンロードできます。→<http://www.pref.mie.lg.jp/BOUHAN/index.htm>)

自治会等で防犯カメラの設置を検討される場合に、ぜひ参考にしてください。

防犯カメラは、地域の防犯力を一層高める頼もしい“目”になってくれます。



## **住民に愛されているまちは、犯罪を遠ざける**

防犯のための環境づくりに関して、「割れ窓理論 (Broken Windows Theory)」という理論に言及されることがよくあります。「米国のある住宅地で、自動車をそのまま放置しても何も起こらなかったのに、一部分の窓を割るなどした上で放置したところ、次々と車のパーツが盗まれていった」という実験結果から着想され、「最初の小さなほころびを抑止することが、問題が際限なく拡大していくのを防ぐことにつながる」という文脈で引用されることの多い理論です。

あまりに過ぎた拡大解釈は避けなければならない、また、ともすれば三重の強みである多様性を排除するような（寛容性のない）社会像を示してしまうおそれもあるため、万能の理論のごとく用いることはできませんが、次のようなことは言えるはずで

「街路の花や木がいつも世話をされているなど、地域の美観が保たれていることが、犯罪を起こそうと考える者に対して『ここは住民が地域内に気を配り、目を配っているまちだ』というメッセージを伝え、『悪事も見られている』と意識させて、結果として犯罪を遠ざける」

実際に、例えば東京都足立区では、「ビューティフル・ウィンドウズ運動」と称し、警察や地域と連携したパトロールに加えて区民参加による清掃活動や花いっぱい運動を展開しており、犯罪の抑止につなげています。

住民に愛されている地域は、犯罪を起こそうとする者にとって居心地のよくない場所なのです。

## **監視ではなく、見守り**

防犯カメラの設置に関する議論などで、しばしば反対意見として示されるのが、「いつも、どこでも監視されている社会は息が詰まるし、プライバシーの侵害も気がかりだ」という懸念です。

確かに、私たちの“めざす姿”は「安全で安心な三重」であって、日常生活が監視され、プライバシーが侵されるようなことになってしまっては、元も子もありません。

防犯カメラは、映像記録の装置です。犯罪が発生した時などに、必要に応じて適正な方法でしか使用できません。左のページで述べている県の「ガイドライン」では、「防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項」として、以下のことなどを明記しています。

- 設置目的の明確化及び目的外利用の禁止：「犯罪防止」等の目的を明確化し、逸脱しない
- 撮影範囲、設置場所等：関係者の同意なく私的空間が映り込まないように設置
- 設置の表示：防犯カメラを設置していることや設置者の名称等をわかりやすく表示
- 管理責任者等の指定：防犯カメラやデータの管理等のため、管理責任者を指定
- 秘密の保持：データや知り得た情報の漏えい、不当使用の防止
- 画像データ等の適正な管理：データ及び記録媒体の盗難・散逸等の防止
- 画像データの閲覧・提供の制限：捜査機関や弁護士からの照会といった法令に基づく場合等を除き、第三者へのデータの閲覧・提供の禁止

地域の防犯においても同様で、過度にお互いのプライバシーに踏み込まず、適切な距離で見守りあうことが大事です。

## (2) 基本目標

めざす姿に近づくことを定量的に表すものとして、次の2項目を「基本目標」とします。

| 目標項目     | 現状値（平成27年） | 目標値（平成31年） |
|----------|------------|------------|
| 刑法犯認知件数  | 15,178件    | 15,178件未満  |
| 交通事故死者数※ | 87人        | 60人以下      |

※交通事故発生から24時間以内に死亡した人の数

### <目標項目の設定理由>

#### 【刑法犯認知件数】

犯罪から県民を守る取組の成果を客観的に表す総合的な指標として、県民の皆さんにとってわかりやすいものであることから設定しました。

#### 【交通事故死者数】

交通事故の抑止は交通安全対策の最大の課題であり、交通事故がもたらす最悪の結果を回避すべく、国および県の交通安全計画の目標にもなっているこの指標を設定しました。

### <目標値の設定理由>

#### 【刑法犯認知件数】

平成27（2015）年の刑法犯認知件数は、15,178件と、平成に入ってから最少を記録しましたが、今後もさらに減少させていく必要があります。

刑法犯認知件数は、毎年同じように減らせるものではなく、急激に変化する社会構造や社会情勢により増減することから、少なくとも現状値より減少させることを目標に設定しました。

この目標値は、「今よりも1件でも減少すれば良しとする」と言っているものではなく、犯罪情勢は先が読めない中で、ピーク時に比べると7割近く減少した数字をさらに減らしていくという強い思いを込めたものです。県民一人ひとりと力をあわせて、

「少なくとも」現状より減らし、それに満足せずに1件でも少ない数をめざして犯罪抑止を推進していきます。

#### 【交通事故死者数】

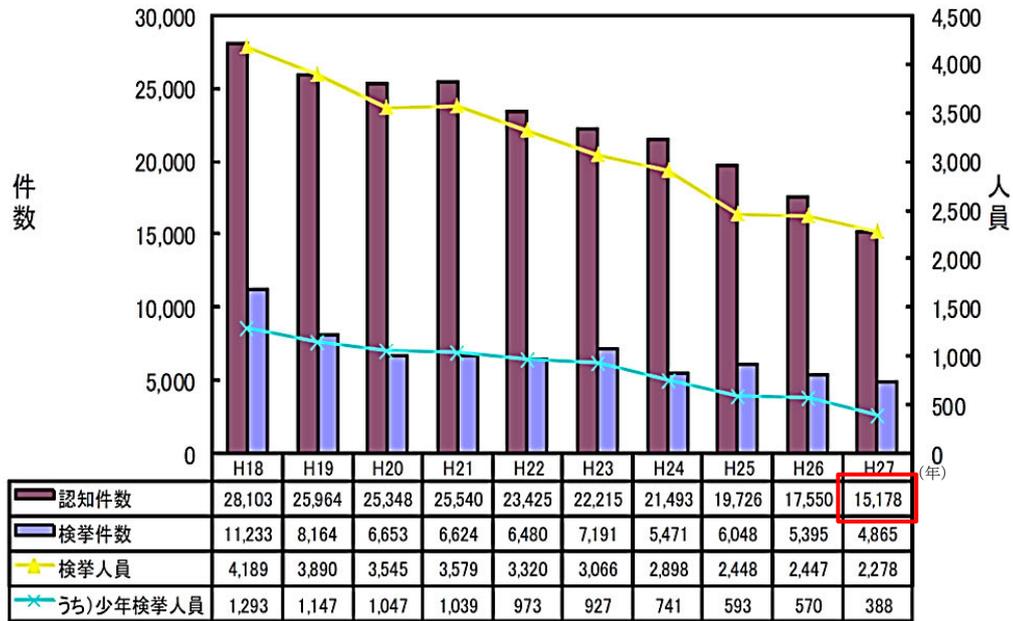
国が「第10次交通安全基本計画」で掲げている水準よりも高い目標を掲げるとともに、人口10万人あたりの交通事故死者数において平成27（2015）年水準の全国平均以下となるよう、設定しました。

※「刑法犯認知件数」については、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」における施策141「犯罪に強いまちづくり」の目標に合わせており、「交通事故死者数」については、第二次行動計画における施策142「交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり」および「第10次三重県交通安全計画」の目標に合わせています。

(参考) 基本目標項目のこれまでの推移〔再掲〕

【刑法犯認知件数】

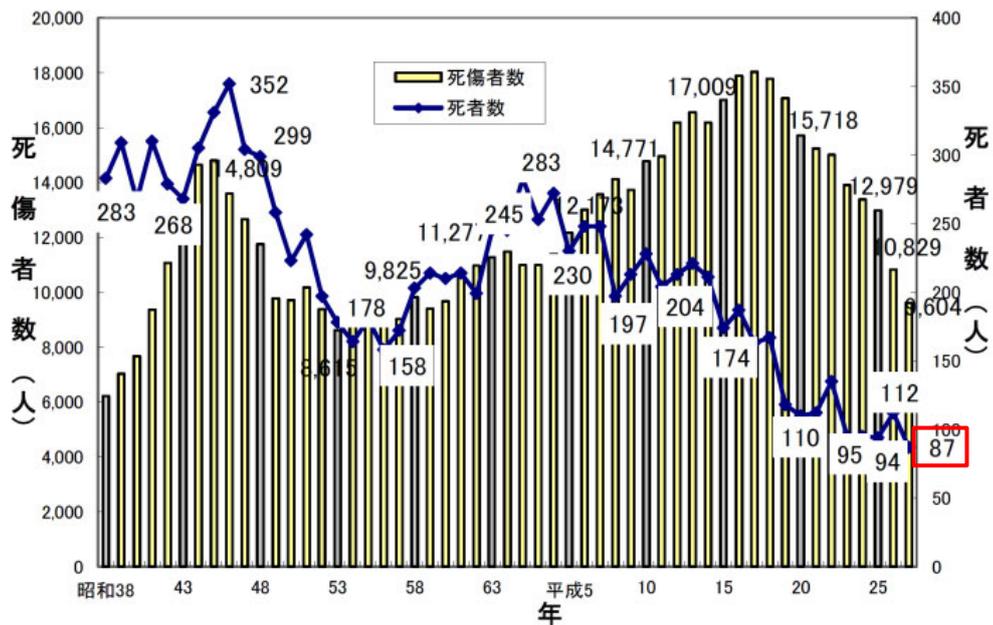
刑法犯認知件数 過去10年間の推移



引用：三重県警察本部「三重県における刑法犯の認知・検挙状況 平成27年中」  
 ※検挙件数：警察で検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。／検挙人員：警察において検挙した被疑者の数をいう。  
 ／少年検挙人員：14歳以上20歳未満の者が犯した犯罪の検挙人員をいう。

【交通事故死者数】

県内の道路交通事故による死者数及び死傷者数の推移



引用：三重県交通安全対策会議「第10次三重県交通安全計画」

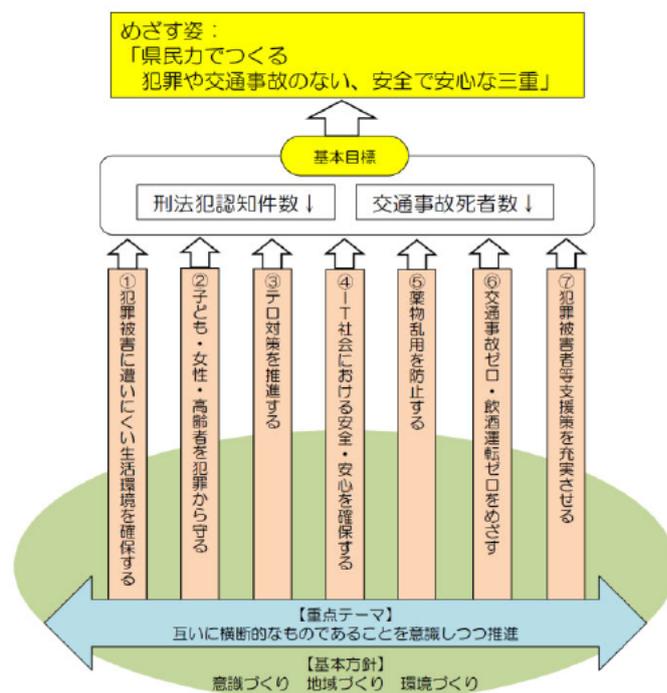
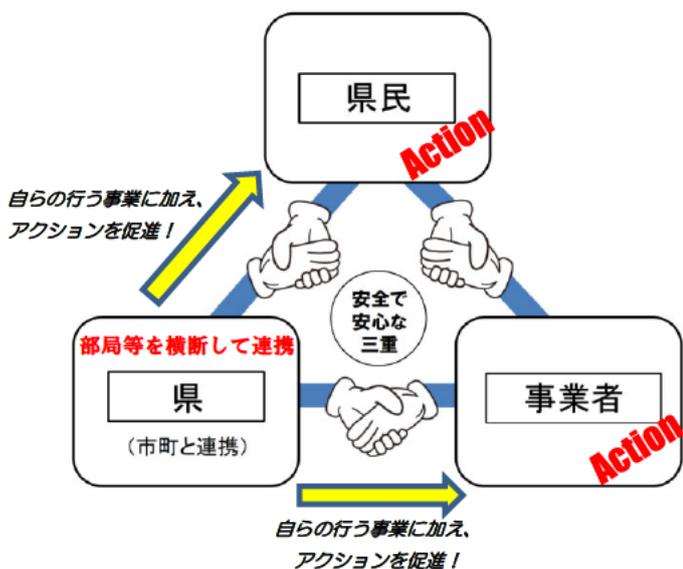
### (3) 構成と推進体制

#### ○「アクションプログラム（仮称）」の構成

☆「県と、県民<sup>※1</sup>、事業者<sup>※2</sup>等、さまざまな主体が協創して、〈意識づくり〉〈地域づくり〉〈環境づくり〉で防犯と交通安全に取り組み、安全で安心な三重をめざす」——それが、この「アクションプログラム（仮称）」の本質です。

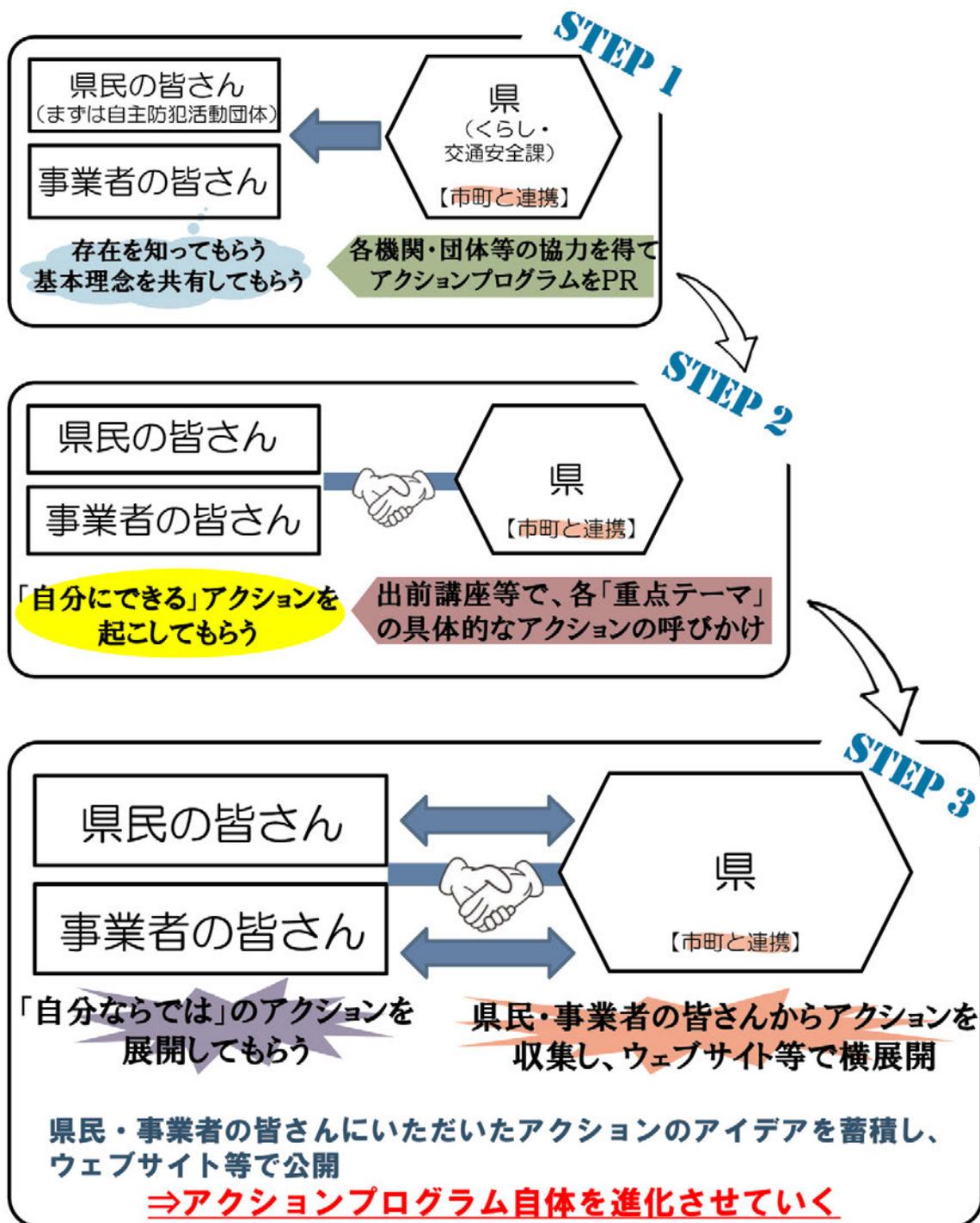
- ・犯罪等に関する状況や、県民の皆さんの意識〔第2章(2)〕をもとに、次の7項目を「重点テーマ」とし、各々に目標項目（活動指標）を掲げます。これらの重点的な推進を基本目標の達成につなげ、そして「めざす姿」の実現につなげます。
- ・重点テーマはそれぞれ「縦割り」ではなく、例えば「子どもや高齢者を交通事故から守る」など、互いに横断的なものであることを意識して推進していきます。

- ①犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保する
- ②子ども・女性・高齢者を犯罪から守る
- ③テロ対策を推進する
- ④IT社会における安全・安心を確保する
- ⑤薬物乱用を防止する
- ⑥交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす
- ⑦犯罪被害者等支援策を充実させる



※1：ここでいう「県民」には、自主防犯活動団体等の防犯ボランティアを含みます。  
 ※2：ここでいう「事業者」は、法人・個人を問わず、事業活動を行う者すべてを指します。

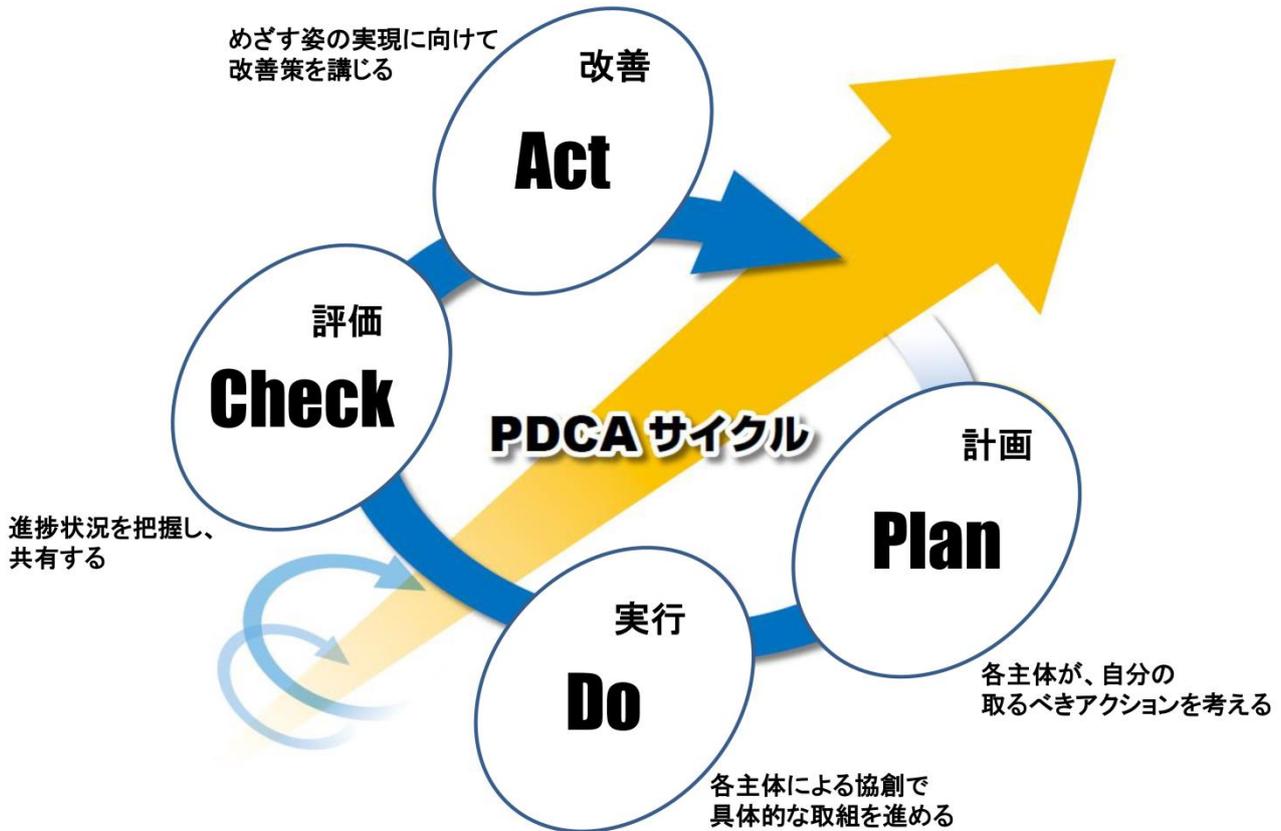
そして、「アクションプログラム（仮称）」を道具に、県は次の3ステップで「めざす姿」の実現にむけて取り組んでいきます。



STEP 3では、この「アクションプログラム（仮称）」冊子にはない、県民・事業者の皆さん独自のアクションを県が収集し、県の「安全安心まちづくり」ウェブサイト等に蓄積していきます。そして、多種多様なアクションを全県に展開しつづけていきます。

つまり、この冊子でお示しする「アクションの例」などの内容を“スタート台”とし、策定後、県民力によって「アクションプログラム（仮称）」自体を進化させていきます。

## OPDCAサイクル



・年度ごとに、県の各部局等からなる「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」において、基本目標および活動指標等から進捗状況を把握したうえで、外部有識者や関係団体等からなる「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」で意見を聴取するなどして、さまざまな主体とともに、めざす姿の実現に向けて加えるべき改善の方向性を確認します。

・進捗状況および改善の方向性を県民や事業者の皆さんと共有し、各主体の協創による取組を一層効果的に進めていきます。

※進捗状況の把握にあたっては、基本目標および活動指標の目標達成状況に加え、「みえ県民意識調査」における幸福実感指標（「犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている」と感じる県民の割合）や、その他のアンケート等によって把握する県民の皆さんの防犯・交通安全に関する意識や意見の状況を参考とします。

☆「第二次行動計画」の改正等にあわせて、「アクションプログラム（仮称）」の内容を修正することがあります。



## 第4章 重点テーマ

< ページの見方 >

### 重点テーマ〇 (重点テーマ名)

現状：

※この重点テーマの背景にある現状のポイントについて述べます。

課題：

※上記の「現状」をふまえた課題のポイントについて述べます。

【テーマの方向性】

※この重点テーマの概要（県民の皆さんをはじめ、皆で進む方向性）を、簡単に説明します。

### **県民**の皆さんに期待するアクションの例

※この重点テーマを推進するために、  
県民の皆さんに期待するアクションの例を挙げます。

(ここで言う「県民」には、自主防犯活動団体等の防犯ボランティアを含みます。)

(これらは、あくまでも例示です。「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」の基本方針により、自主的でオリジナルなアクションがどんどん展開していくことに期待します。)

### **事業者**の皆さんに期待するアクションの例

※この重点テーマを推進するために、  
事業者の皆さんに期待するアクションの例を挙げます。

(ここで言う「事業者」は、法人・個人を問わず、事業活動を行う者すべてを指します。)

(これらは、あくまでも例示です。「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」の基本方針により、自主的でオリジナルなアクションがどんどん展開していくことに期待します。)

## 県の取組

※「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」における県の取組方向から、  
当該重点テーマの「アクション」に関連する内容について述べます。

(大まかな方向性を述べており、計画期間中に県が行う事業の全てを挙げているものではありません。)  
(テーマに限らず行われる警察の活動については、記述を省略しています。)

活動指標： ※この重点テーマの進捗を測るために適切な指標を1つ掲げます。

【現状値】 〇〇〇 → 【平成31年度目標値】 〇〇〇

(進捗を測る目安であり、この目標を達成すること自体をめざすものではありません。)  
(県単独ではなく、県民・事業者等の皆さんと協力することで初めて達成される項目を挙げます。)  
☆各指標の選定理由等は、56 ページで説明しています。

※三重県オリジナル防犯キャラクター「防犯ミエ丸」が、  
この重点テーマのポイントを一言でまとめます。

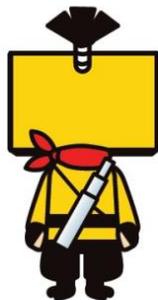


# 参上!

三重の安全・安心のために働く所存でござる。

三重県オリジナル防犯キャラクター サイボーグ忍者<sup>にんじゃ</sup>「防犯<sup>ぼうはん</sup>ミエ丸<sup>まる</sup>」

忍者のサイボーグ。自らが防犯カメラなどに変身して、地域住民の安全を見守ります。  
黄色を基調とした忍者衣装とキュッと結んだ首巻は、安全やパトロールをイメージ。  
背中に背負った防犯スコープは、危険を発見するアイテムです。



サイボーグ忍者「防犯ミエ丸」は、  
さまざまところで活躍します!

## 重点テーマ1 犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保する

現状：刑法犯認知件数等が減少傾向にあるにも関わらず、県民の皆さんの体感治安はむしろ以前よりも悪化している状況があります。その原因には、「犯罪に遭うかもしれない」という漠然とした不安があると考えられ、意識調査からは、空き巣などの侵入犯罪をはじめ、日々の生活の周辺で発生しうる犯罪の脅威に対して特に不安を感じていることがわかります。

課題：生活の場における犯罪の発生を抑止し、県民の皆さんの不安を払拭するためには、自分自身の防犯意識向上や地域の安全・安心を守ろうとする行動などのソフト面、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の整備などといったハード面の両面で、生活環境を犯罪被害に遭いにくいものにしていくことが必要です。

### 【テーマの方向性】

県民の皆さんが犯罪に対する不安を感じることなく、毎日の暮らしを安心して送るためには、一人ひとりの生活環境を犯罪被害に遭いにくいものにすることが基本となります。

地域ぐるみで総合的・横断的に、誰もが犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保を進めましょう。

### 県民の皆さんに期待するアクションの例

#### 《自宅の防犯力を高める》

- ・外出するときは、ほんの少しの間でも、玄関はもちろん、全ての窓に必ず鍵をかけましょう。マンションなど高所であっても油断せずに、鍵かけを忘れないようにしましょう。  
…犯罪を起こそうとする者は、侵入に手間がかかることを嫌います。
- ・玄関、裏口、窓などの付近は、死角をつくらないように、家人、通行人等から見えるようにしておきましょう。…犯罪を起こそうとする者は、人の目が気になります。
- ・防犯カメラ等を設置するのも一考です。  
…犯罪を起こそうとする者は、痕跡（足跡）を残すことを嫌います。
- ・庭や門の近くなどに明暗感知式のソーラーライト等を設置し、夜間は明るくしておきましょう。  
…犯罪を起こそうとする者は、明るく目立つ所を嫌います。
- ・庭や、家の周囲は、いつも掃除などをしてきれいにしておきましょう。  
…犯罪を起こそうとする者は、管理が徹底されているところを嫌います。

#### ☆一歩進んだポイント☆

##### ～旅行等で長期不在となる場合～

- ・お隣さんに一声かけましょう。
- ・郵便受けに新聞がたまらないよう、新聞販売店に連絡し、配達を一時停止してもらいましょう。
- ・近所に親戚等がいる場合は、時折、家の様子を見にきてもらいましょう。

##### ～電話による特殊詐欺や悪徳商法等の被害防止～

- ・固定電話に接続すると、かかってきた電話に対して「防犯のため、会話は録音されます」といった音声アナウンスを流したうえで通話を録音する装置などがあり、特殊詐欺や悪徳商法等の被害防止に効果が期待できます。

#### 《地域の防犯力を高める》

- ・一人ひとりが、「自分のまちは自分が守るんだ」という意識をもって、コミュニティの強い絆をつくりましょう。

## 県民の皆さんに期待するアクションの例（続き）

### 《地域の防犯力を高める（続き）》

- ・お住まいの地域に、自主防犯活動団体などの防犯ボランティア活動をしている皆さんがいたら積極的に参加しましょう。  
⇒「自主防犯活動団体ってどんなもの?」「防犯ボランティアに興味があるんだけど...」  
→三重県 環境生活部 くらし・交通安全課までお問い合わせください。  
【☎ 059-224-2664】  
…もし団体がなければ、是非ご自身で立ち上げてください。お手伝いします！
- ・自治会等での清掃作業はもとより、地域内が常にきれいに保たれるよう、力を合わせましょう。
- ・お住まいの地域の危険な場所を確認しましょう。特に、子ども目線での確認が有効です。  
自治会、PTA、学校、自主防犯活動団体等を通じて、子どもたちと一緒に「地域安全マップ（我がまちの危険箇所マップ）」をつくって活用しましょう。
- ・ご近所付き合いを励行し、地域の皆さんと笑顔で声かけ、あいさつをしましょう。  
特に、子どもの様子をよく見て、地域ぐるみで子どもを守る雰囲気をつくりましょう。
- ・日々の活動に加え、防犯カメラ、防犯灯（街路灯）、看板等を設置するなどして、自分たちの目で地域を見守っていることをアピールしましょう。  
…犯罪を起こそうとする者は、皆で犯罪に立ち向かっているまちを嫌います。

### 《空き家・空き地を適切に管理する》

- ・所有・管理する空き家・空き地が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理しましょう。  
…平成27（2015）年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」（同法第3条）と定められています。
- …県の安全安心まちづくり条例で、所有・管理する空き地・空き家について「犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」としている（同条例第14条）ほか、いくつかの市には、空き地の所有者や管理（占有）者の責務として空き地の雑草や枯れ草の除去等を求める条例があります。

## 無理なく取り組める自主防犯の一例：「わんわんパトロール」

愛犬との散歩の“ついで”に地域をパトロールする取組であり、全国的に広がっています。実は、三重県は人口に対する愛犬たちの数が日本一\*。「ワンちゃん可愛いですね」と交わしあう挨拶も、犯罪者を寄せ付けない地域の雰囲気づくりにつながります。

※平成26年度衛生行政報告例（厚生労働省）

他にも、買い物や健康ウォーキングなど、楽しい時間の“ついで”のパトロールが効果大。義務や制約を設けないのが、取組を長くつづけるポイントです。



## **事業者**の皆さんに期待するアクションの例

### 《すべての事業者の皆さん》

- ・ 県では、安全安心まちづくり条例に基づき、地域社会全体が連携協力して、犯罪のない安全で安心なまちの実現を図ることとしています。事業者の皆さんも、安全で安心なまちづくりのために、犯罪を未然に防止する環境を整備するなど、必要な措置を講じるよう努めてください。
- ・ 普段から、従業員の皆さんの防犯意識が上がるよう、啓発を行いましょ。また、事業所内外の環境美化に取り組み、しっかり管理していることをアピールしましょ。
- ・ 社用車に「防犯パトロール中」と掲示したり、道路の状況も記録できる防犯カメラを出入口付近に設置するなど、地域の安全確保に協力してください。
- ・ 特に、地域の子どもや高齢者を守る活動に協力してください。

### 《駐車場を管理する皆さん》

- ・ さく等により、駐車場の内外の境が分かるようにしましょ。
- ・ 駐車場では、管理者等が常駐または巡回したり、防犯カメラを設置したりするほか、駐車場の全体が周囲から見通せるようにしましょ。
- ・ 駐車場内では、人の行動を見て確認できる程度の照度を確保しましょ。
- ・ 駐車場内と周辺に向けた防犯カメラを設置するなど、地域の安全確保に協力してください。

### 《深夜における物品の販売を行う事業者の皆さん》

- ・ カウンターや店舗出入口付近が外から見えるような構造にし、常に店舗内の整理整頓に努めて、見通しを妨げる物を置かないようにしましょ。
- ・ コンビニエンスストア等で、店舗内にATMがある場合は、カウンターから見通せる場所に設置しましょ。
- ・ 駐車場など、店舗周辺は照明設備によって明るくしておきましょ。
- ・ 店舗内はもちろん、店舗周辺や付近の道路に向けた防犯カメラを設置し、地域の安全確保に協力してください。
- ・ 警備業者等への通報装置を設置しましょ。
- ・ カラーボール等の防犯資機材を設置しましょ。（カラーボールは、逃走者の足元付近の地面を目掛けて投げましょ。）
- ・ 駐車場等で、不審な行動や、迷惑行為をする者の集合等を見つけたときは、速やかに110番または最寄りの警察署に通報しましょ。

### 《住宅建築、設計、販売等事業者の皆さん》

#### ～共同住宅の場合～

- ・ 共用出入口、エレベーターホール等について、見通しの確保、防犯カメラ設置による死角の排除、オートロックシステムの導入、人の顔が識別できる程度以上の照度の確保など、犯罪の防止に配慮した構造、設備となるよう努めてください。
- ・ エレベーターについて、かご内に防犯カメラを設置し、連動するモニターテレビを管理室などに設置しましょ。
- ・ 共用廊下、共用階段、駐車場、駐輪場等について、周囲からの見通しを確保するほか、外部からの侵入防止に有効な構造にしたり、人の顔が識別できる程度以上の照度を確保するようにしてください。

## 事業者の皆さんに期待するアクションの例（続き）

### 《住宅建築、設計、販売等事業者の皆さん（続き）》

～一戸建て住宅の場合～

- ・破壊が困難な玄関扉を設置し、玄関の外側との通話機能（インターホン）を備える構造・設備等への配慮に努めてください。
- ・玄関や窓が周囲からの死角とならないような設計への配慮に努めてください。
- ・防犯カメラ機能付きインターホンや、自動点灯・消灯機能付門柱灯などの設置への配慮に努めてください。

### 《自動車、自転車等販売・修理等事業者の皆さん》

- ・自動車等を販売等するときは、自動車に関する犯罪（自動車盗、車上ねらい等）を防止するための機器（イモビライザー※、カーアラーム等）を装備することを購入者に勧めてください。また、自転車の販売等では、ツーロック、夜光反射材等の装着を勧めたり、自転車損害保険への加入を奨励してください。

※イモビライザー：エンジンキーに埋め込まれている送信機のIDコードと車体本体内に登録されているIDコードが一致しないとエンジンがかからない装置。1995年からイモビライザーの装備が義務付けられていたドイツでは、車両盗難件数が減少しています。

## 県の取組

- ・警察本部が行う諸活動に加え、知事部局でも警察本部および市町と連携しながら、防犯ボランティア団体等による自主防犯活動の持続的な発展などに取り組みます。具体的には、「アクションプログラム（仮称）」を道具として携えて県民・事業者の皆さんを訪ね、「意識づくり・地域づくり・環境づくり」の基本方針による自主防犯活動を広めるとともに、各地域における自主防犯の取組事例等を収集してウェブサイト上で紹介するなど、好事例の横展開にも取り組みます。
- ・「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」および「三重県防犯カメラ設置ガイドブック 防犯カメラ設置のススメ」を用いて防犯カメラの設置を促進するなど、防犯設備の整備促進にも取り組みます。

### 【参考事例】自主防犯活動団体「安全安心ネットこうだい」（鈴鹿市）

鈴鹿市<sup>ことうだい</sup>国府台団地とその周辺で、自治会、子供会、小・中学校PTA、老人会からなるメンバーが、徒歩や青色回転灯車による防犯パトロールなどを行っています。

これまでの活動の中でも特筆すべきこととして、ハード整備の推進が挙げられます。

緑に囲まれた国府台団地では、かつて、小中学校への通学路に十分な夜間照明がなく、不審者事案など子どもたちの安全を脅かす状況がありました。そのため、ソフト面にあわせてハード面の対策が必要であると考え、行政等への要望を重ねて、街灯（防犯灯）やガードレールの設置、道路の拡幅・舗装などの通学路の整備につなげてきました。

そのように行政への要望によるものだけでなく、所有地内へのセンサーライトの設置を住民に勧奨したり、定期的に道路周辺の除草作業を行うなどの自主的なハード対策も盛んに実施しています。

ソフト・ハードの両面から、犯罪等に強い環境づくりを住民自身の力で進めている事例です。



### 【参考事例】自主防犯活動団体「8 - 1 SP ほっと歩きたい」(名張市)

「8 - 1 SP」は、桔梗が丘8番町1区セキュリティ・パトロール (Security Patrol) の意味。住民の皆さんが、グループで楽しく世間話をしながら地区内を歩き、環境美化を兼ねたパトロールをしています。

結成は平成16(2004)年の8月1日。地区内住民の皆さんの交流を広め、深めることを目的として活動が始まりました。パトロール活動は、住民の皆さんの親しみの障害となる迷惑行為を取り除くための手段であり、目的を住民の皆さんの親睦に置いているというのは、非常に興味深い点です。

活動の効果はとて大きく、完全に自主的な参加によって毎回のパトロールが行われています。

事前の参加登録制ですが、パトロールの拍子木の音を聞いて飛び入り参加してくれる人が、何人もいるのだとか。新しく引っ越してきたばかりの人が早々にメンバーに加わってくれた例もあり、地区住民の親睦という目的に、確実につながっています。



「住民の皆さんの自主防犯活動が、地域を豊かにする」ということがよく分かる事例です。

### 【参考事例】自主防犯活動団体「諏訪栄町・西新地地区防犯協議会」(四日市市)

近鉄四日市駅前、県内随一の繁華街である四日市市・諏訪栄町周辺で、地域警察と密接に連携しながら夜間パトロールを行っています。

飲食店等の急激な増加に伴い、客引き等の迷惑行為が見られるようになったのを受け、地区内の商店主などからなるメンバーで結成されました。

周辺住民の安全・安心はもとより、県内外から多くの人が訪れる繁華街として、安全・安心に楽しんで気分よく帰ってもらいたいという思いで、交通安全、火災防止、青少年の非行防止といった視点も持ちつつパトロールしています。

そうした熱い思いは行政にも伝わり、四日市市では

「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」が制定されました。



住宅街のみならず、繁華街でも自主防犯活動が大いに力を発揮するということを伝える事例です。

活動指標：防犯ボランティアの団体数

第二次行動計画・施策141 活動指標を引用

【現状値】 610 団体 → 【平成31年度目標値】 690 団体

「自分にできるところから」の一步一步が、安全・安心な生活環境を作るのでござる。

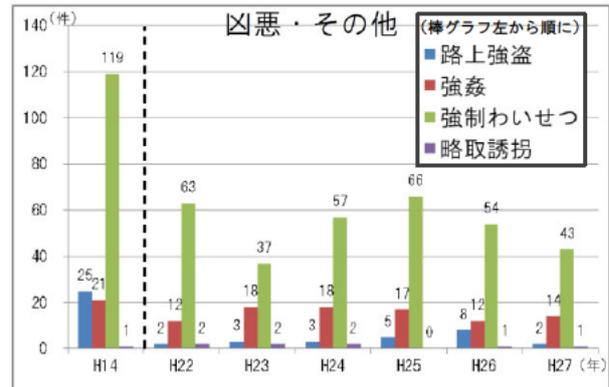
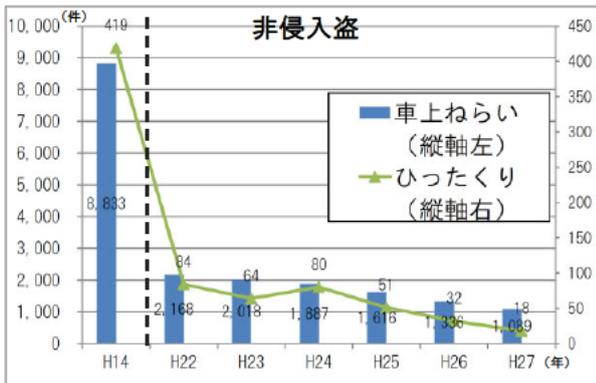
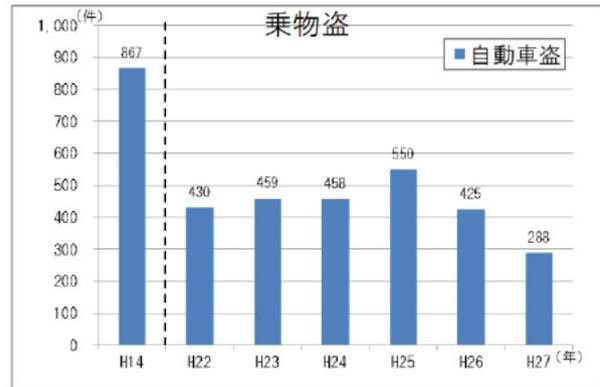
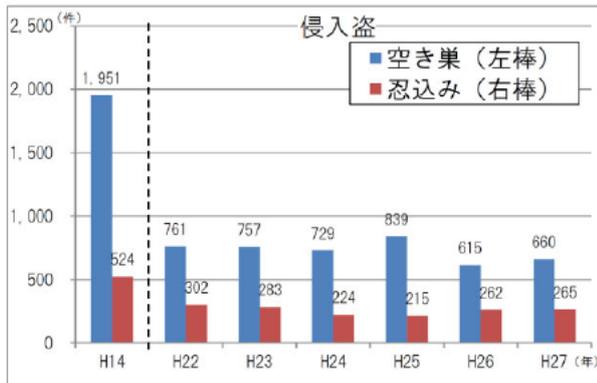


<重点テーマ1に関連するグラフ>

～平成14年以降の侵入犯罪等認知件数の推移（三重県内）～

三重県における刑法犯認知件数が47,600件でピークとなった平成14（2002）年と直近6年の、県民の皆さんの身近で発生しうる犯罪等の認知件数の年次推移です。

（出典：三重県警）



刑法犯認知件数は平成14（2002）年をピークに減少傾向にあります。が、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子どもや女性が被害者となる性犯罪等は後を絶たず、いまだ県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。

## 重点テーマ2 子ども・女性・高齢者を犯罪から守る

現状：子どもや女性を対象にした性犯罪、不審者による声掛けやつきまといの他、子どもに対しては児童虐待やSNSに起因する福祉犯<sup>※</sup>等、女性に対してはDV（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー・性暴力等、高齢者に対しては特殊詐欺や悪質商法等の被害が後を絶たず、県民の皆さんの犯罪に対する不安の一因となっています。

課題：・県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は高水準で推移しており、内容も複雑化していることから、児童相談所の対応力強化および市町等の関係機関との連携強化が必要です。また、地域社会全体で児童虐待を防止する気運の一層の醸成が必要です。

- ・福祉犯の温床となる有害環境を浄化するとともに、少年自身の規範意識を醸成し、福祉犯被害の未然防止を図ることが必要です。
- ・DV等の相談件数は高止まりの傾向にあり、DVや性犯罪・性暴力を防止するための啓発等を一層推進することが必要です。
- ・特殊詐欺や悪質商法等に関しては、啓発等により皆で高齢者の被害を防止することが必要です。

（※福祉犯：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪）

### 【テーマの方向性】

**近年、子ども・女性・高齢者を標的とする犯罪の発生が目立ち、県民の皆さんの犯罪不安を助長しています。地域内での見守りあいなどにより、皆で子ども・女性・高齢者に対する犯罪の抑止を図っていきましょう。**

### 県民の皆さんに期待するアクションの例

#### 《子どもを犯罪から守る》

##### ○家庭での、防犯についての対話

- ・防犯ブザーを携行させる／暗い夜道は一人で歩かないように言い聞かせる／子どもと一緒に「地域安全マップ」を作ってみる／福祉犯被害のきっかけとなりうるSNS等の使い方についてルールを決めておく／携帯電話やスマートフォン等にフィルタリング（不要な情報へのアクセス制限）を設定する など、犯罪を遠ざけるため、子どもに犯罪の危険性を意識させるところから始めましょう。
- ・特に、思春期の子どもたちは、一時の好奇心から事件や事故に巻き込まれる危険性が高いと言えます。たとえ身体は大きくても、心は発達途中なのが思春期の子どもたちです。犯罪から守るため、大人がしっかりとサポートしましょう。

##### ○地域での見守り

- ・交通安全を兼ねた登下校の見守り、「子ども110番の家」活動への協力など、「地域全体でみんなを守っているよ」という姿を、子どもたちに示しましょう。
- ⇒「いつも子どもを見守っている地域だ」という印象は、子どもを狙って犯罪等を起こそうとする者にも伝わり、そうした者を地域に近づけないことにもつながります。

## 県民の皆さんに期待するアクションの例（続き）

### 《子どもを犯罪から守る（続き）》

#### ○児童虐待を防ぐ見守り

- ・児童虐待は、そのほとんどが人目に触れにくい家庭内で起こります。  
さらに、子どもたちは保護者の養育なしには生活できない弱い立場にあることから、自分から周囲に助けを求めることができません。  
虐待の被害から子どもたちを守るため、子どもが発するサインにできるだけ早く気づいてあげましょう。

⇒「児童虐待かもしれない」と思ったら、通告を!

…保護者の怒鳴り声や子どもの泣き声・叫び声がよく聞こえる／家庭内が著しく不衛生である／子どもの着衣が汚れている／子どもが家に帰りがらない／保護者が繰り返し自分の子どもを愚弄する など、「児童虐待かもしれない」という様子が見受けられたら、「間違いかも」「おせっかいかも」などと迷わずに、下記まで連絡してください。

連絡いただいた方の秘密は守られます。あなたの情報が、子どもを救います。

→児童相談所全国共通3桁ダイヤル：☎ 189（お近くの児童相談所につながります）  
または、最寄りの警察署に連絡を。

### 《女性を犯罪から守る》

#### ～女性の皆さんへ～

- ・夜道の一人歩きは避けましょう。
- ・外出時は、催涙スプレー等の防犯グッズを携行しましょう。
- ・スマートフォンや携帯音楽プレーヤーで音楽を聴きながら歩くのはやめましょう。
- ・車に乗っているときも、ドアにロックする習慣をつけましょう。
- ・エレベーターに乗り込む際には、周囲を確認したり、見知らぬ男性と2人きりになるのを避けるなど、注意を払いましょう。
- ・自宅に入る前にも注意を払い、家に入ったら玄関や窓の施錠を確実にしましょう。

⇒女性の後を追って歩いているなどの不審者を目撃したとき、あるいは犯罪や迷惑行為等に遭いそうになっている女性に気づいたときは、すぐに110番通報を!

#### ○「あの人、DV被害を受けているんじゃないかな…」→最寄りの警察署へ連絡

…ストーカーやDVなど恋愛感情のもつれに起因するトラブルは、行為者が次第にエスカレートし、被害者に対する暴行、傷害、さらには殺人などの凶悪犯罪にまで急展開する危険性をはらんでいます。また、行為者は被害者に対する支配意識が非常に強く、被害者の親族などにまで危害を加えるおそれもあります。

⇒ストーカーやDVなど恋愛感情のもつれに起因するトラブルは、早期の対応が決め手です。重大な事態を未然に防ぐあなたの一報は、決して「無用なおせっかい」ではありません。  
迷わず、最寄りの警察署に連絡を。

## 県民の皆さんに期待するアクションの例（続き）

### 《高齢者を犯罪から守る》

#### ○身内など、近くの高齢者の見守り

- ・高齢者が子や孫を大切に思う気持ちにつけこむ「オレオレ詐欺」など、卑劣な手口の「特殊詐欺」が横行しています。高齢の身内と特殊詐欺等の実際の手口などについて話し、電話口での本人確認のための合言葉を決めておくなど、高齢者を詐欺等の被害から守りましょう。
- ・ご近所に、身寄りもなく一人で暮らしている高齢者の方はいませんか。一人暮らしの高齢者が自分だけで自分の身を守るのは困難であり、卑劣にもそうした人をねらって犯罪を起こそうとする者が存在します。積極的にご近所付き合いを持ち、世間話の中で特殊詐欺や悪徳商法への注意喚起をするなど、地域で高齢者を守っていきましょう。
- ・詐欺や悪徳商法で高齢者を騙そうとする者は、言葉巧みに近づいてきます。「なぜ騙されてしまったんだろう」「自分は大丈夫とっていたのに」と悔いる被害者は多くいます。「自分は大丈夫」と油断せずに、友人や近所の皆さんと情報交換するなど、「自分のところにも、悪意を持った者が近づいてくるかもしれない」という意識を常に持つておきましょう。

## 事業者の皆さんに期待するアクションの例

### 《子どもを犯罪から守る》

#### ○幼児・児童・生徒等の通う学校等における、敷地内や通学路での子どもの安全確保

- ・正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、出入口の限定および門扉の適切な管理／不審者の侵入を禁止する旨の立札・看板などの設置／来訪者用の入口および受付の明示／来訪者に対する名簿の記入および来訪証の使用の要請／来訪者への声掛けの励行／不審者の侵入を防ぐための防犯設備（防犯カメラ、警報装置、インターホン、非常通報装置、内部緊急通報システム等）の設置 などに努めましょう。
- ・児童等の安全のための施設・設備は、定期的に点検整備しましょう。
- ・教職員等による体制の整備のほか、保護者、地域のボランティア、その他関係機関とも連携し、学校等の内部および周辺の巡回／学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置／教職員および児童等への警報用ブザーの貸与 などの対策に努めましょう。
- ・さまざまな機会をとらえて、児童等が犯罪被害に遭わないための知識や危険予測・回避能力を身につけられるよう、安全教育や避難訓練の計画的な実施に努めましょう。
- ・保護者、地域および関係団体と連携し、子どもの安全につながる登下校の見守り活動や、安全管理情報を速やかに周知する体制（例：不審者情報のメール共有）の整備などに努めましょう。
- ・万一、不審者が学校等に侵入した場合に備えて、危機管理マニュアルを策定しましょう。また、警察署、消防署等との連携を強化し、常に情報交換を図りましょう。

#### ○地域の子どもの見守り活動への参加

- ・地域の一員として、「地域の安全は地域で守る」という意識を強く持ち、地域安全活動や子どもの見守り活動等に参加するとともに、従業員がそれらの活動に参加しやすいような環境をつくりましょう。
- …具体例：コンビニエンスストアにおけるセーフティステーション活動、事業所等における「子ども110番の家（車）」活動 など

## **事業者**の皆さんに期待するアクションの例（続き）

### 《女性を犯罪から守る》

- ・社内研修等の機会を通じて従業員等の意識を高め、女性に対する卑劣な犯罪等をゆるさない規範意識の一層の向上につなげましょう。

### 《高齢者を犯罪から守る》

- ・高齢者を騙してお金を振り込ませようとする詐欺において実際の現場となりうる金融機関はもとより、特に高齢の方がよく利用する公共施設や店舗等では、実際に発生した事案を紹介する張り紙を目につきやすいところに掲示するなど、犯罪被害防止への積極的な注意喚起をしてください。

## 県の取組

### 《子ども》

- ・児童相談所の対応力の強化、市町の児童相談体制の充実の支援、警察や医療機関といった関係機関との連携強化、児童虐待防止のための啓発に取り組みます。
- ・防犯教室や危険予測トレーニング等による交通安全・防犯教育の推進により、子どもたちの危険予測・危機回避能力を育成します。
- ・「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して、子どもを有害環境から守ります。さらに、県警では福祉犯の取締り等を行います。また、インターネットの安全利用に関する防犯教室の実施など、子どもたち自身の規範意識の醸成につながる指導等を行います。
- ・防犯団体や関係機関等、地域のさまざまな主体と連携し、通学路の安全対策を進めます。

### 《女性》

- ・DVによる被害防止のため、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、特に若年層に対する啓発を強化するとともに、相談支援等の取り組みを進めます。

### 《高齢者》

- ・消費者と事業者等との情報交換や連携した啓発活動を活発に行うことにより、特殊詐欺を含む消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に、高齢者の被害を防止するため、消費者啓発地域リーダー、市町や福祉機関等による地域での啓発活動を促進・支援します。

### 【参考事例】地域で子どもを守る自主防犯活動団体の皆さん

県内では数多くの自主防犯活動団体の皆さんに活躍いただいております。活動内容は多種多様ですが、地域の宝、地域の未来と言うべき子どもたちを守る活動をしている団体は特にたくさんあります。その中から、ほんの一部をご紹介します。

「風のネットワーク南郊支部」さんは、津市・南郊地区をフィールドに、地域内の学校や警察署と協力して、青少年を犯罪等から守り、健全な育ちを支えるためのパトロールや啓発活動に取り組んでいます。

「青少年健全育成の取組には、終わりが無い。被害や非行がゼロになった瞬間に『では、解散』というわけにはいかない。誰かがやらねば」…部会長は、そのように思いを語ってくれました。

「栗葉安全安心パトロール」さんは、津市立・栗葉小学校の児童の登下校などを、地域の皆さんで見守る活動をしています。毎日自主的に見守りを続けている地域の高齢者等の皆さんと、小学校の児童とは、元気なあいさつを交わしあうのはもちろん、顔も名前も知りあった強い信頼関係で結ばれています。

尾鷲市の「オッWaseふれ愛隊」さんは、地区の青少年の健全育成という大きな目的に向け、複数の関係機関・団体で組織されたネットワークです。通常の夜間パトロールに加え、多くの人で賑わう毎年の港まつり・ヤーヤ祭の日などには、重点的に見守り活動をするなどしています。活動内容は多様ですが、常に持つ思いは「子どもを守る」ということです。

これらの他にも、地域の子どもの安全を守る活動を地道に続けていただいている県民の皆さんはたくさんいます。例えば、毎朝、横断歩道などに立って子どもたちを見守ってくれている方々が、あなたの地域にもいませんか。そのように交通安全のために子どもを見守る皆さんの目は、同時に、犯罪をゆるさない地域の目ともなっているのです。



### 【参考事例】自治会連合会と市の「協創」で、特殊詐欺防止DVDを制作（松阪市）

松阪市自治会連合会と松阪市は、特殊詐欺の被害防止に向けて、『不審な電話に注意！』と題した映像作品を制作し、DVDにしてフォーラム等で上映するなど、啓発を行っています。

同DVDでは、「オレオレ詐欺」、「金融商品取引名目詐欺」、「還付金詐欺」の3章に分け、ドラマ仕立てで犯行の手口や対処法について、わかりやすく伝えています。映像内で役者を務めるのは、地元の自治会長など、地域の方々。高齢者をはじめ地域の皆さんに、特殊詐欺を「自分事」として受け止めてもらうには、地域が自ら手作りで伝えるこのような方法はとても有効だと考えられます。

市民と行政がタッグを組んで犯罪に立ち向かっている好事例です。



活動指標：「居住する地域内で子ども・女性・高齢者が犯罪から守られている」と感じる人の割合

【現状値】（調査中） → 【平成31年度目標値】（検討中）

※e-モニター調査により現状値の把握作業中（平成31年度目標値は最終案で提示）

社会的弱者の立場になって、見守り・気を配り・支えあうことが肝心でござる。



<重点テーマ2に関連するグラフ>

～児童虐待相談対応件数の推移～

県内の児童相談所（北勢、中勢、南勢志摩、伊賀、紀州）における児童虐待相談対応件数の計

（出典：三重県健康福祉部子ども・家庭局）

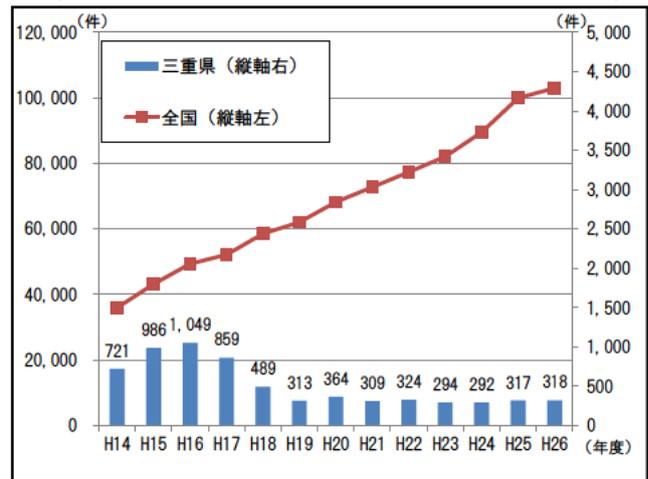


平成 27 年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、1,291 件（前年度比 116.1%、179 件増）。平成 24 年度から 4 年連続で 1,000 件を超える高い水準で推移するとともに、過去最多を更新。

～配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数の推移～

平成 14 年度から各都道府県で業務開始した配偶者暴力相談支援センター（本県：三重県女性相談所）における、配偶者からの暴力が関係する相談件数

（出典：内閣府男女共同参画局）



～三重県内の「特殊詐欺」被害状況（平成 27 年中）～

| 種別       |                  | 認知件数<br>(前年比増減)  | 被害額<br>(前年比増減)                      |
|----------|------------------|------------------|-------------------------------------|
| 振り込み詐欺   | オレオレ詐欺           | 24 件<br>(+3 件)   | 約 7,990 万円<br>(+約 2,070 万円)         |
|          | 架空請求詐欺           | 55 件<br>(+16 件)  | 約 2 億 3,250 万円<br>(+約 5,290 万円)     |
|          | 融資保証金詐欺          | 7 件<br>(-1 件)    | 約 1,550 万円<br>(+約 460 万円)           |
|          | 還付金等詐欺           | 14 件<br>(+11 件)  | 約 1,340 万円<br>(+約 1,020 万円)         |
|          | （「振り込み詐欺」小計）     | 100 件<br>(+29 件) | 約 3 億 4,130 万円<br>(+約 8,840 万円)     |
| 振り込み詐欺以外 | 金融商品等取引名目詐欺      | 21 件<br>(+3 件)   | 約 2 億 2,060 万円<br>(-約 5,430 万円)     |
|          | 異性との交際あっせん名目詐欺   | 1 件<br>(±0 件)    | 約 570 万円<br>(-約 280 万円)             |
|          | ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺 | 4 件<br>(+1 件)    | 約 2,530 万円<br>(+約 1,890 万円)         |
|          | その他              | 0 件<br>(-10 件)   | -<br>(-約 8,880 万円)                  |
|          | （「振り込み詐欺以外」小計）   | 26 件<br>(-6 件)   | 約 2 億 5,150 万円<br>(-約 1 億 2,700 万円) |
| 「特殊詐欺」合計 |                  | 126 件<br>(+23 件) | 約 5 億 9,280 万円<br>(-3,860 万円)       |

前年に比べ、被害額は減少したものの、被害件数は 23 件の増加。

H24：73 件、H25：107 件、H26：103 件、H27：126 件

（出典：三重県警）

※手口別被害額と合計被害額との間に誤差が生じているのは、各被害額を調整せず、四捨五入により表記しているため。

### 重点テーマ3 テロ対策を推進する

現状：I S I L（いわゆる「イスラム国」）は、米国を中心とする有志連合をテロの標的とみなしており、その中には、日本をはじめとする主要7か国（G7）が含まれています。また、平成27（2015）年11月のフランス・パリにおける同時多発テロ事件などでは、スタジアムやレストラン等不特定多数の者が集まる施設、いわゆるソフトターゲットがテロの標的となりました。

伊勢志摩サミットの開催による知名度の高まりから、本県でも、「テロは他人事ではない」という意識が高まっています。

課題：ソフトターゲットを含め、どこで、いつ発生するかの予測が難しい無差別テロを未然に防ぐには、警察をはじめとする「官」の人的資源のみでは不十分であり、住民や地元事業者等の皆さんと一体になって取り組むことが必要です。

#### 【テーマの方向性】

世界では、銃器や爆発物を用いた無差別・同時多発テロ事件が発生するなど、国際テロ情勢は厳しさを増しており、伊勢志摩サミットにおける「G7伊勢志摩首脳宣言」でも、前文で「暴力的過激主義、テロリストによる攻撃及び他の諸課題の増大は、既存のルールに基づく国際秩序並びに全人類に共通する価値及び原則に対する深刻な脅威をもたらしている」との懸念が示されました。伊勢志摩サミットの開催で世界的に知名度が高まった本県内でも、全く無関係とは言いきれません。

警察や行政のみではカバーしきれないテロの未然防止に、官民一体で取り組んでいきましょう。

#### 県民の皆さんに期待するアクションの例

##### ○日常における異変等の通報

・日常生活の中で「何か変だな」と思ったり、不審者・不審物を発見したら、速やかに警察等に通報しましょう。

…例えば、駅や公園などに荷物を置き去ろうとしている人を見かけたり、地域内に見慣れない車や物があったりしたときは、110番か、最寄りの警察署に通報してください。

また、臨海部で不審船や不審物等を見かけたら、海上保安部（☎ 118番）に連絡を。

**※不審者は深追いしない！不審物は決して触ったり開けたりしない！※**

#### 事業者の皆さんに期待するアクションの例

##### ○爆発物の原料となりうる物の販売における管理等の徹底

・爆発物の原料となりうる化学物質を販売する事業者（薬局、ホームセンター等）の皆さんは、県（知事部局）からの周知・指導および警察からの要請に基づき、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等のための保管・管理の強化、不審な購入者に関する情報の通報等を確実に行ってください。

##### ○旅館業における宿泊者情報の把握等の徹底

・旅館業者の皆さんは、県（知事部局）からの周知・指導および警察からの要請に基づき、宿泊者名簿の必要事項の記載の徹底、警察への必要な協力等を行ってください。

## 県の取組

- ・警察本部では、「テロ対策パートナーシップ」の構築（下記）をはじめ、テロの未然防止に向けた取組を行います。
- ・「テロ対策パートナーシップ」には知事部局も参画しており、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に係る管理者対策の徹底、旅館業者に対する管理者対策の徹底強化、学校等における、爆発物の原料となり得る化学物質に係る管理者対策の推進などに取り組みます。

※国際港湾施設においては、各港湾管理者（四日市港⇒四日市港管理組合副管理者／津松阪港・尾鷲港⇒県の各建設事務所長）を委員長とする港湾保安委員会が設置され、関係機関が連携を密にする観点から、保安対策のための訓練を行うなどしています。

## 「テロ対策パートナーシップ」とは

警察本部では、警察と関係機関・団体、民間事業者や地域住民が緊密に連携し、テロの未然防止に向けた恒常的な取組を行う「テロ対策パートナーシップ」を構築しています。

「テロ対策パートナーシップ」は、警察本部が事務局となる「テロ対策三重パートナーシップ推進会議」と、警察署が事務局となる「各地区のテロ対策パートナーシップ」で構成されています。

これまで、伊勢志摩サミットの開催に向けた取組として、テロ対策合同訓練の実施や研修会の開催のほか、「みテます運動」の実施（「みテます」バッジの配布）を進めてきました。

今後も、伊勢志摩サミットの開催に伴うテロの未然防止に関する意識の高まりを、平素の生活や県内で開催される大規模な行事に生かしていけるよう、取組を進めていきます。



## 【参考事例】伊勢志摩サミット開催に向けた自主防犯パトロール（伊勢市内の例）

伊勢志摩サミットの開催に向けては、県全域で県民・団体・企業の皆さんに参加いただいて「おもてなし大作戦（クリーンアップ作戦、花いっぱい作戦）」を展開したのに加え、安全・安心に開催を迎えるために、自主的なパトロール活動などが行われました。

例えば伊勢市では、7つの自治会からなる「厚生地区自治会連合会」さんが、サミット開催日を含む平成28年4月～5月の2ヶ月間の毎日朝夕、伊勢市駅前から外宮周辺にかけて、不審物や不審者に注意し、住民の皆さんに声をかけながら、防犯パトロールを実施していただきました。



活動指標：「県内におけるテロの発生が未然に防止されている」

地域をよく知る貴殿の「何かいつもと違うな」が、テロを未然に防ぐのでござる。



## 重点テーマ4 IT社会における安全・安心を確保する

現状：本県でもインターネット利用者率が8割を超え※、パーソナルコンピュータのみならず、自動車や家電製品、産業機械など、さまざまな物がインターネットに接続する（IoT：Internet of Things）ようになって、インターネットは、もはや県民の日常生活や社会経済活動にとって不可欠な基盤として定着しています。そのような中、インターネットバンキングにおける不正送金等の犯罪被害や、特に子どもにとって問題となる有害情報の氾濫など、県民の皆さんの安全・安心を脅かす負の側面も目立ってきています。そうしたことを背景に、サイバーセキュリティに関する国や地方公共団体、事業者等の責務のほか、国民の努力義務などが定められた「サイバーセキュリティ基本法」が成立しました。

（※典拠：総務省「平成27年通信利用動向調査」）

課題：特に家庭における私的なインターネット利用については、公助の及ぶにくい部分があり、利用者を守る環境づくりとともに、利用者自身の意識づくりを進めることが必要です。

### 【テーマの方向性】

今や日常生活の一部となっているインターネット等のサイバー空間では、便利さの一方、悪意により利用者に不利益を与えようとする犯罪行為や有害情報が氾濫している側面があります。一人ひとりが自助意識を高めるなどして、サイバー空間における安全・安心な生活を確保していきましょう。

### 県民の皆さんに期待するアクションの例

#### 《自らを守る対策》

○使用中のパソコンやスマートフォンのウイルス感染等に対する自己防衛

- ・パソコンやスマートフォンについて、コンピュータ・ウイルス対策ソフトの導入や、修正プログラムの適用、ソフトウェアのバージョンアップ等を必ず行い、常に最新の状態にしておきましょう。
- ・インターネット上の不審なサイトは、閲覧しないように注意しましょう。
- ・心当たりのない送信者からのメールや、不審な件名で送りつけられるメールは、決して開かず削除しましょう。（有名企業等からのメールを装った偽のメールが届くこともあるので、注意が必要です。）
- ・パソコンやスマートフォンの安全利用について関心を持ち、行政や警察による講話に参加するなど、自ら学んで実践しましょう。  
自分だけでなく、周りの皆さんのセキュリティが守られるよう、家族や周囲の人にも対策を呼びかけましょう。

⇒防御の弱いままでパソコン等を利用していると、自分の財産や個人情報が盗み取られるなどのおそれがあるだけでなく、攻撃の踏み台として悪用され、他の企業や個人を狙った、より重大な犯罪に利用されてしまうことがあります。

○不正アクセス等の被害防止のための個人情報の保護

- ・インターネットを通じてショッピングや金融取引等を行う場合には、自分のIDやパスワードをしっかりと管理しましょう。また、同じパスワードの使い回しはやめ、定期的な変更を努めましょう。

※もしも不正アクセスやコンピュータ・ウイルスの被害に遭ってしまったり、不正アクセス事案、情報漏えい事案等を認知した場合には、すぐに警察に相談・届出を行いましょう。

## 県民の皆さんに期待するアクションの例（続き）

《身につけた知識等をサイバー空間の安全のために役立てる行動》

○自治会の会合等での、サイバーセキュリティに関する自主勉強会の実施

…「私のところに、最近こんな怪しげなメールが届いた」「新しい手口のサイバー犯罪が、TVで話題になっていた」など、情報を交換しあうだけでも、意識向上・被害防止につながります。

⇒「私たちのグループの集会に、専門知識をもった講師を招いて話を聞きたいんだけど…」

→三重県 環境生活部 くらし・交通安全課にご相談ください。【☎ 059-224-2664】

○有害情報等、サイバー空間における脅威から子どもたちを守る取組

・保護者の皆さんは、まず、子どもにとっての携帯電話・スマートフォンの利用目的を確認し、子どもと一緒にルールを決めましょう。

・子どもにとって必要のないサイトへのアクセスを制限する「フィルタリング」を、お子さんの携帯電話・スマートフォン等に設定しましょう。販売店で、子どもと話し合ったルールや利用目的を伝え、子どもに合ったフィルタリングを設定してもらいましょう。

※無線LAN（Wi-Fi等）を使ってインターネットを利用する場合、携帯電話会社の提供するフィルタリングはかからず、問題のあるサイトでも、そのまま閲覧できてしまうことがあります。この場合、閲覧用アプリ（ブラウザ）をフィルタリング機能のあるものに変更する必要があるため、注意が必要です。

※インターネットに接続できるのは、携帯電話やパソコン、スマートフォンではありません。一部の携帯型音楽プレーヤーや携帯用ゲーム機などでもインターネットを利用することができ、個別のフィルタリングが必要です。

※フィルタリングは、不適切なサイトの閲覧制限には役立ちますが、例えばインターネットへの不適切な書き込み等を防ぐことはできません。子ども自身が情報モラルを身につけ、適切に活用できる力をつけることが、同時に必要です。

⇒やはり、保護者をはじめとする大人の見守りこそが、「最強のフィルタリング」だと言えるでしょう。

○サイバー空間の安全確保のためのボランティア活動への参加

・サイバー空間は広大であり、その安全を守るためには、現実空間と同様、防犯ボランティアの力に期待が寄せられます。

サイバー犯罪による被害防止のための教育活動、サイバーセキュリティに関する広報啓発活動、サイバー空間の「見回り」による浄化活動（サイバーパトロール）といった活動を、ぜひ、防犯ボランティアの取組の中で行ってください。

・インターネット上で違法・有害情報等を見つけたら、警察やインターネット・ホットラインセンター（<https://www.internethotline.jp/>）に通報しましょう。

「自分たちだけで深追いしない」という注意点も、従来の防犯ボランティアと同様です。

## 事業者の皆さんに期待するアクションの例

### 《全ての事業者の皆さん》

#### ○従業員等に対するサイバーセキュリティ教育の充実強化

- ・業態を問わず、あらゆる事業においてサイバーセキュリティの意識は必須です。

一人ひとりが高いセキュリティ意識を持って業務にあたることができるよう、定期的な研修等を通じて、従業員の皆さんの知識や意識を「アップデート」するように努めましょう。

※サイバーセキュリティ基本法に基づき閣議決定された国の「サイバーセキュリティ戦略」には、「セキュリティマインドを持った企業経営の推進」が掲げられています。

#### ○従業員のサイバーセキュリティ意識の向上による企業防衛

- ・具体例：不審なメールを不用意に開封しない、USBフラッシュメモリ等の外部記憶媒体の使用を公私混同しない（社内ネットワークにウイルス感染／紛失により情報漏洩）

⇒顧客や従業員の個人情報や漏洩させる、会社の資産を危険にさらすなど、企業等においては被害がより大規模なものとなるおそれがあり、情報セキュリティ意識を一層高く持つことが必要です。

…取引先（顧客）や従業員、取引内容など、取り扱う情報の内容と、それらの漏洩や毀損<sup>き</sup>などが生じた場合の影響を確認し、その重要性に応じたセキュリティ対策を確実に講じましょう。

#### ○被害を想定した対策の準備

- ・危機管理マニュアルの策定や、機器の接続・利用等に関する記録の保管など、ネットワークに接続されている機器や設備等が被害を受ける事態を想定した対策を講じておきましょう。
- ・その他、情報セキュリティポリシーの策定／情報セキュリティに関する社内の役割と責任の明確化／情報セキュリティの専門家との関係構築／サイバー攻撃等に備えた実践的訓練の実施 などを通じて、自社の情報セキュリティ向上に努めましょう。

#### ○官民一体となった、社会全体でのサイバー犯罪防止

- ・サイバーセキュリティの向上に必要な取組や施策について、関係機関、団体等に積極的に提言したり、自主的な被害防止活動を展開するなど、社会全体でサイバー犯罪に立ち向かう気運を醸成しましょう。

### 《インターネット関連サービスを提供している事業者の皆さん》

#### ○顧客に対する安全な利用方法の提供

- ・青少年が使用する携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングサービスの提供／ウェブサイトへの接続における暗号化の利用／セキュリティの高い認証方法の提供／不正利用に係る事後追跡可能性の確保<sup>\*</sup>／サーバ等に対する不断の脆弱性確認の実施 など、顧客が安全・安心にサービスを利用できるような環境整備に努めてください。

〔<sup>\*</sup>事後追跡可能性の確保とは、通信履歴等に関する痕跡を保つことにより、不正行為等があったときに通信履歴等をたどることができるようにしておくことをいいます。〕

## 事業者の皆さんに期待するアクションの例（続き）

《インターネット関連サービスを提供している事業者の皆さん（続き）》

### ○顧客に対する安全な利用方法の提供（続き）

- ・特にインターネットショッピング、インターネットバンキング等のサービスを提供している事業者の皆さんは、自社のサーバ等のセキュリティだけでなく、可変式のパスワードを導入するなど、顧客がID・パスワードを守りやすい仕組みの導入に努めてください。
- ・適時適切に、顧客に対する情報提供と注意喚起を行ってください。

### ○公衆無線LAN等インターネット接続サービスの提供における、事後追跡可能性の確保

## 県の取組

- ・警察本部では、サイバー犯罪・サイバー攻撃の情報収集、分析・取締り等を行います。
- ・違法・有害情報に対しては、特に子どもたちに関し、「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携し有害環境から保護する取組を進めます。  
また、子どもたち自身がインターネット利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを主体的に身につけるための取組を行います。
- ・その他、サイバー空間と関わって実施する各種施策および行政運営においては、常にサイバーセキュリティの考え方を持って取組を進めていきます。

活動指標：ITに関連する内容を含む消費生活講座等で、消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合

【現状値】 96.2% → 【平成31年度目標値】 100%

第二次行動計画・施策143 活動指標を改変し引用

ネットの情報は玉石混交、薬もあれば毒もある。我が身を守る意識が必須でござる。

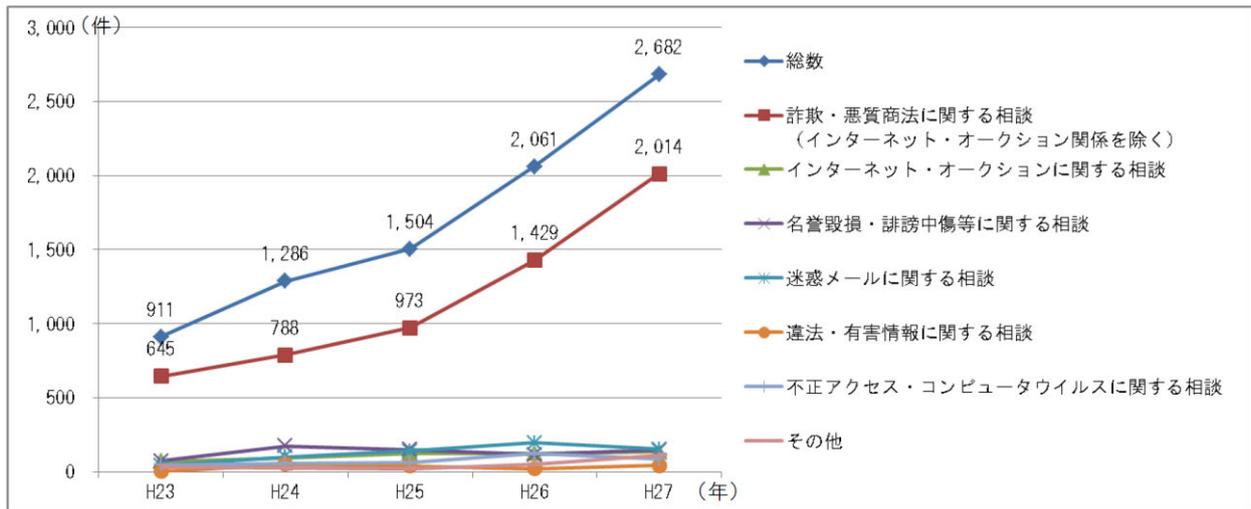


＜重点テーマ4に関連するグラフ＞

～サイバー犯罪等に関する相談受案件数の推移（三重県）～

三重県内各警察署、警察本部の警察安全相談の窓口寄せられたサイバー犯罪等に関する相談の受案件数の年次推移

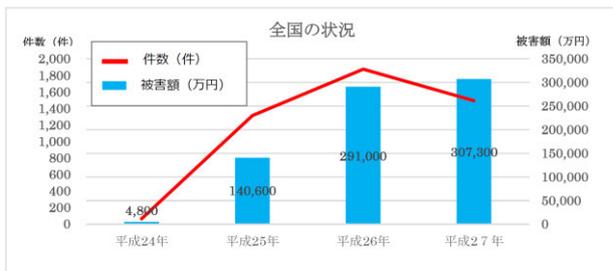
(出典：三重県警)



平成 27 年中の全相談の 75% を占める詐欺・悪質商法に関する相談は、

- ・ネットショッピングで商品を購入し、代金を支払ったが商品が届かなかった
- ・契約した覚えのないアダルトサイトの利用料金を請求された など

～インターネットバンキング  
不正送金事犯（全国、三重県）～

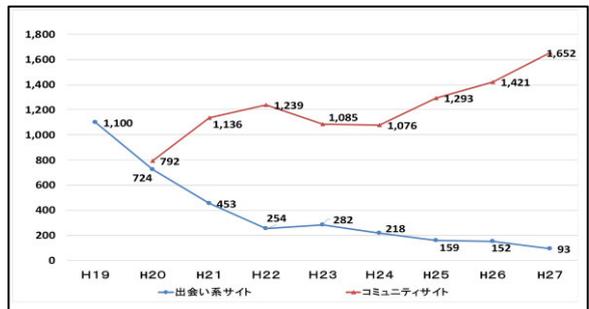


|    | 平成24年                       | 平成25年                            | 平成26年                            | 平成27年                            |
|----|-----------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 全国 | 発生件数 64件<br>被害額 (約) 4,800万円 | 発生件数 1,315件<br>被害額 (約) 140,600万円 | 発生件数 1,876件<br>被害額 (約) 291,000万円 | 発生件数 1,495件<br>被害額 (約) 307,300万円 |
| 三重 | 発生件数 0件<br>被害額 (約) 0円       | 発生件数 21件<br>被害額 (約) 2,500万円      | 発生件数 27件<br>被害額 (約) 4,750万円      | 発生件数 7件<br>被害額 (約) 450万円         |

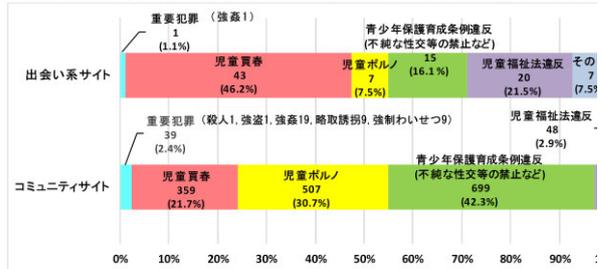
(出典：三重県警)

- ・三重県内でも、平成 27 年中の被害が 7 件、被害額が約 450 万円となっています。
- ・同年中の傾向として、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫に被害が拡大し、特に信用金庫の法人口座での被害が急増しています。

～出会い系サイト及びコミュニティサイトに  
起因する事犯の被害児童数の推移（全国）～



《罪種別の被害児童数及び割合（平成 27 年）》



(出典：警察庁)

⇒重点テーマ2にも大いに関連

## 重点テーマ5 薬物乱用を防止する

現状：日本全体の薬物事犯の検挙状況を見ると、覚醒剤事犯では、長期的には減少傾向にあるものの、近年は各年齢層とも横ばいで推移しています。大麻事犯では、平成26（2014）年に増加に転じたあと、平成27（2015）年には5年ぶりに2,000人以上となり、年齢層別では30歳代以下において増加傾向で推移しています。

危険ドラッグについては、平成27（2015）年7月に全国の販売店舗が全て閉鎖となるなど、対策に一定の効果があがっていますが、インターネットを利用した密輸・密売等、流通ルートの潜在化がみられ、引き続き警戒が必要となっています。

課題：危険ドラッグ等がインターネットを介して潜在的に流通するなど、時代の変化に伴って新しい形での薬物乱用が若年層を中心に広がるおそれがあり、薬物を「売らせない、使わせない、（若者等に）関わらせない」ため、警察、地域住民、保護者、教育関係者といったさまざまな立場から、薬物乱用に強く「No!」を突きつけることが必要です。

### 【テーマの方向性】

大麻や覚醒剤のほか、最近では「危険ドラッグ」について、若年層を含めてファッション感覚での乱用拡大が懸念されるなど、薬物乱用は社会の大きな問題の一つとなっています。個人の人生のみならず社会を壊してしまう薬物乱用の防止に、地域全体で取り組みましょう。

### 県民・事業者の皆さんに期待するアクションの例

・薬物に手を出さない、出させない。

⇒薬物乱用は、乱用者の心と身体を壊します。友達も家族も失わせ、人生を壊します。幻覚や妄想を生じさせ、殺人等の重大犯罪につながるなど、社会を壊します。

「やせられるよ」「最高の気分が味わえるよ」「眠気がとれて、勉強ができるよ」「1回だけなら平気だよ」…すべて嘘です。絶対に誘いに乗ってはいけません。

保護者の方々をはじめ、日頃子どもに関わる皆さんは、子どもに薬物乱用の恐ろしさを言い聞かせ、薬物の誘惑から子どもたちを守りましょう。

・三重県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に参加する。

…県では、各地域において薬物乱用とその防止を推進するため、薬物乱用防止に熱意と理解を持つ「薬物乱用防止指導員」を委嘱し、地域に根ざした啓発活動を実施しています。各地域には、薬物乱用防止指導員が中心となった各地区薬物乱用防止指導者協議会が設立され、地域の特色を生かした薬物乱用防止啓発活動を実施しています。

積極的な参加をお願いします。

▶「ダメ。ゼッタイ。」普及運動：毎年6月20日～7月19日

▶麻薬・覚醒剤乱用防止運動：毎年10月1日～11月30日

・県民参加による不正大麻・けしクリーンアップ運動に参加する。

…県では、不正大麻・けしを撲滅するために、啓発活動に加え、関係機関および薬物乱用防止指導員、市町、自治会等の民間協力団体の協力を得て、不正大麻・けしの除去に努めています。「不正大麻・けし」と思われる植物を見つけたら、触らず、最寄りの保健所か警察署にご一報ください。

## 県の取組

- ・知事部局では、「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づいて、警察等の関係機関との連携により危険ドラッグ販売店舗等に対する取締りを行うとともに、期待するアクションにも述べているように、県警や市町等と連携して県民運動を展開するなど、薬物乱用防止の啓発や再乱用防止対策などに取り組みます。
- ・その他、警察本部では、薬物事犯の取締り等に取り組みます。

## 【参考】全県で行う「ダメ。ゼッタイ。」普及運動



←平成 28 年 6 月に開催された、「ダメ。ゼッタイ。薬物乱用防止 啓発キャンペーン 四日市大会」の様子。住民、自治会、薬物乱用防止指導員、啓発団体ほかの皆さんの参加を得て、麻薬探知犬のデモンストレーション、薬物乱用防止キャラバンカー、税関などによる啓発などが行われました。



↑松阪駅前で行った啓発活動の様子（平成 28 年 7 月）



↑尾鷲市内で行った啓発活動の様子（平成 28 年 7 月）

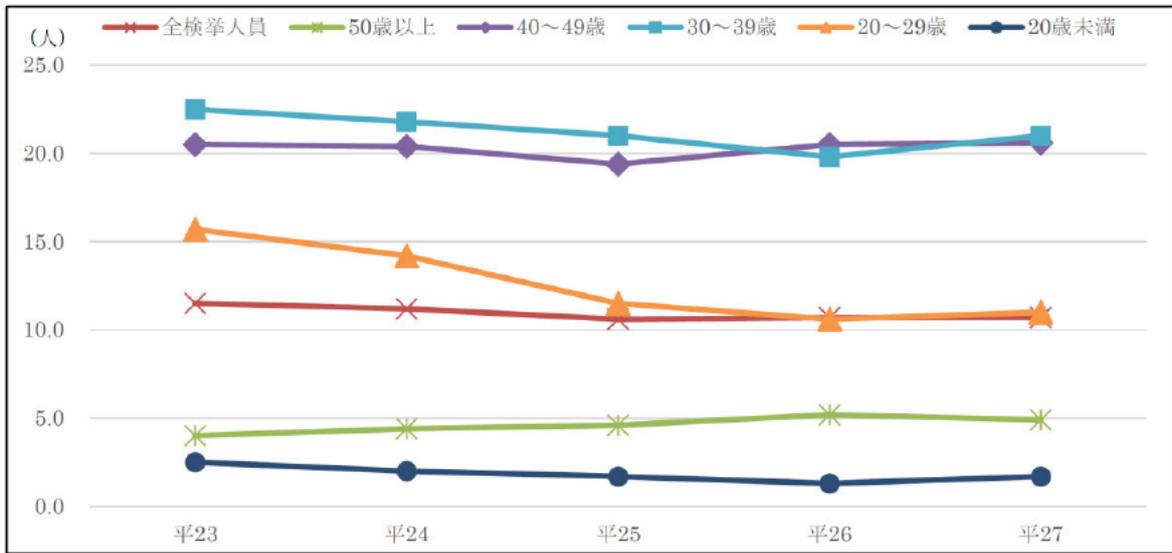
活動指標：薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数（累計） 第二次行動計画・施策 144 活動指標を引用  
【現状値】 388,992 人（26 年度） → 【平成 31 年度目標値】 689,000 人

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」 自分にも周りにも言い聞かせるのでござる。

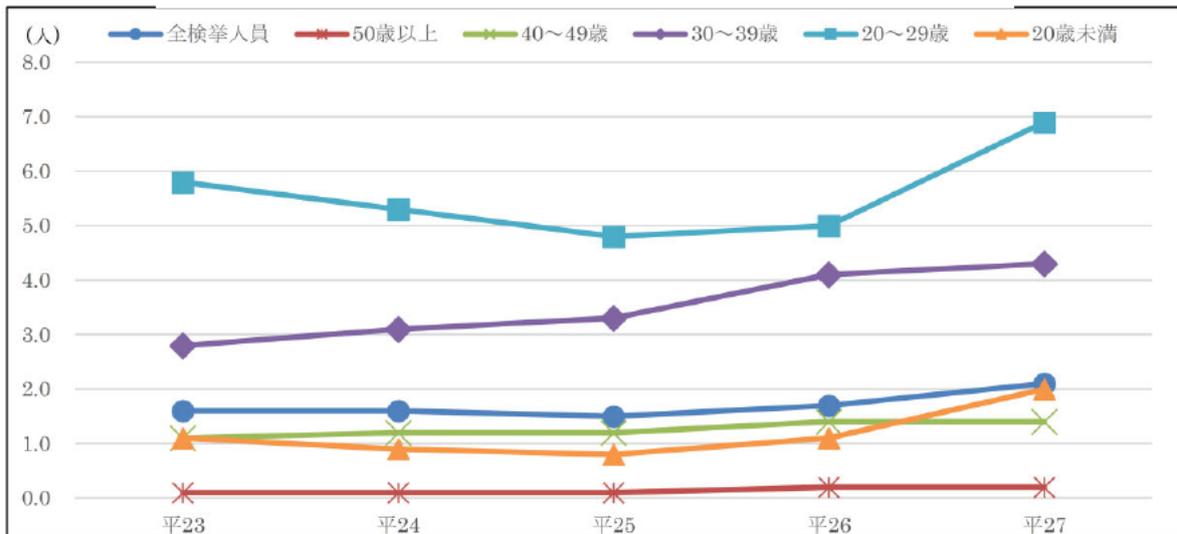


＜重点テーマ5に関連するグラフ＞

～人口10万人当たりの覚醒剤事犯検挙人員の推移（全国）～



～人口10万人当たり的大麻事犯検挙人員の推移（全国）～



(引用：警察庁刑事局組織犯罪対策部 薬物銃器対策課「平成27年における薬物・銃器情勢」)

## 重点テーマ6 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす

現状：交通事故による死者数および死傷者数は、長期的にみれば減少傾向にありますが、全死者数の5割程度を65歳以上が占めるなど、当事者における高齢者の割合が高くなっています。また、飲酒運転に係る違反や事故件数に関しては、減少傾向にはあるものの、違反者に占める再犯者の割合が高く、再犯者のうち相当数にアルコール依存症の疑いが見られるなどの状況があります。

課題：深刻な交通事故の発生を防ぐという観点からは、特に高齢者と子どもに目を向ける必要があります。飲酒運転に関しては、違反者のアルコール関連問題への対応を含めて総合的に対策する必要があります。

飲酒運転防止をはじめ、交通安全のためには、まず当事者の交通安全意識を高めることが重要となり、県民一人ひとりの意識づくりを一層進めることが必要です。

### 【テーマの方向性】

人命が失われるなど深刻な事態を招く交通事故は、全体の件数では減少傾向にあるものの、平成28(2016)年6月には県内の交通事故死者数が前年同期比で10人増となり、本県として6年ぶりとなる交通死亡事故多発警報を発令しました。また、飲酒運転が絡む交通人身事故は減少傾向にあるものの、飲酒運転違反者は増えており、決して楽観できる状況ではありません。県民一人ひとりが交通安全意識を高めて交通事故防止に取り組むとともに、社会全体で飲酒運転を根絶しましょう。

### 県民の皆さんに期待するアクションの例

○交通安全意識向上による、交通ルールの遵守、良好な交通マナーの励行

～歩くとき～

- ・歩道や路側帯※（以下、「歩道等」という。）のない道路では、他の交通に気を付けて、必ず道路の右側端を歩きましょう。

〔※路側帯：歩道のない道路において、道路標示によって区画された道路端の帯状の幅1m以上の部分（歩行者の通行が著しく少ない場合は、0.5m以上1m未満の部分も含む。）〕

- ・歩道等があるところでは、工事等で通行できない場合を除き、必ず歩道等を歩きましょう。道路のどちら側でも大丈夫です。
- ・道路を横断するとき、近くに横断歩道がある所では、左右の安全確認をしっかりと行い、必ず横断歩道を渡りましょう。
- ・近くに横断歩道がない所を横断するときは、左右をよく見て、最短距離になるよう真つすぐに渡りましょう。車両等※の直前・直後の横断はしてはいけません。また、道路標識等により横断が禁止されている道路は横断してはいけません。

（※車両等：自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス及び路面電車）

- ・信号機がある場合は、必ず信号機の表示する信号に従いましょう。
- ・夜間に出歩くときは、白っぽい色の服や夜光反射材を身に着けて、車両運転者からよく姿が見えるようにしましょう。

## 県民の皆さんに期待するアクションの例（続き）

### ～自転車に乗るとき～

- ・ 自転車は車両です。アルコールが体内に残っている状態での運転は絶対にしてはいけません。
- ・ 道路では、一方通行道路を除き、車道部分の左側端に寄って通行しましょう。ただし、歩行者の通行を妨げない場合は路側帯を通行することができ、また、道路標識・標示によって通行ができるとされたところでは、歩行者の通行を妨げないようにして、歩道等を通行することができます。
- ・ 児童・幼児、70歳以上の高齢者の方は歩道等を通行しましょう。
- ・ 一時停止規制が設置された交差点では、停止線の直前で必ず停止した後、左右の安全確認をしっかりとって、交差道路を進行する車両等の進行を妨げないようにしましょう。停止した際、左右の状況が見えない場合は、見えるところまで最徐行で進んでから、安全確認をしましょう。
- ・ 自転車道がある場合は、自転車道を通行しましょう。
- ・ 道路を横断するときは、近くに自転車横断帯がある所では、左右の安全確認をしっかりと行い、必ず自転車横断帯を渡りましょう。
- ・ 交差点を右折するときは、必ず道路の左側端に寄り、交差点の側端に沿って進行しましょう（二段階右折）。
- ・ 信号機がある場合は、必ず信号機の表示する信号に従いましょう。
- ・ 携帯電話やスマートフォンを使用したり、イヤホン等で大音量の音楽等を聞きながらの運転は絶対にやめましょう。
- ・ 夜間に乗車するときは、必ずライトを点灯させ、白っぽい色の服や夜光反射材を身に付けて、他の車両の運転者からよく姿が見えるようにしましょう。

### ～自動車や原付車を運転するとき～

- ・ 交通ルールを必ず守って、思いやりのある運転を心がけましょう。
- ・ 特に、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- ・ 信号機の表示する信号に従いましょう。発進時は、青信号だからといってすぐに発進せず、交差道路の車両等が来ていないことを確認してから進みましょう。
- ・ 歩行者や自転車乗用者（以下、「歩行者等」という。）がそれぞれ横断歩道や自転車横断帯（以下、「横断歩道等」という。）付近で横断しようとしているときは、必ず直前で一時停止して、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。
- ・ 駐車車両の側方や渋滞車両の対向車線を進行するときは、安全な速度で、当該車両への安全確認を怠らないようにして（当該車両前（後）部の上下方に人の上半身や下半身が見えないか注意しながら）、当該車両等の影から横断してくる歩行者等に注意しましょう。
- ・ 携帯電話やスマートフォンを使用したり、イヤホン等で大音量の音楽等を聞きながらの運転は絶対にやめましょう。
- ・ 児童・幼児の動きには十分に注意し、高齢者に対しては、特に思いやりのある運転を心がけましょう。

### ～歩行者等（交通弱者）の皆さん～

- ・ 車両等の動きに十分注意しましょう。
- ・ 横断歩道等を横断するときは、左右の安全確認はもとより、できる限り車両等の運転者に横断する意思表示をして、車両等が直前で停止したことを確認してから横断しましょう。

## 県民の皆さんに期待するアクションの例（続き）

### ～歩行者等（交通弱者）の皆さん（続き）～

- ・ 駐車車両があって車両の運転者から見えにくい所や、渋滞等で連なっている車両の間隙から道路を横断することは、できる限り避けましょう。やむを得ず横断するときは、飛び出しは絶対にしないで、駐車車両等の影から出る直前で車両等が来ていないことを確認してから、進みましょう。
- ・ 車道で自転車を運転するときは、左側端走行を守って他の交通に十分注意するほか、安全確認をしながらの横断、斜め横断、急な横断や進路変更は絶対にやめましょう。

### ～子どもの保護者の皆さん～

- ・ 家庭からの交通安全を実践しましょう。
- ・ お子さんに対し、上記を含めた交通ルールや交通マナーを実践するよう具体的に指導するなど、家庭での交通安全教育に努めましょう。幼いうちの交通安全教育は、子どもの未来を守ります。繰り返しの教育を行いましょ。
- ・ お子さんの目線で危険な場所を把握して「交通安全マップ」を作成するなどし、指導の材料としたり、学校等を通じて地域の交通安全対策に役立てましょう。
- ・ 児童・幼児の保護者の方は、お子さんを自転車に乗車させる際、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めましょう。

### ～高齢者の皆さん～

- ・ 若い世代の良いお手本となりましょう。
- ・ 信号機がある所では、直前で必ず信号機の表示を確認してから進みましょう。
- ・ 道路を横断するときは、横断歩道の利用はもちろん、歩きながらではなく横断前に確実に止まって左右の安全確認をしっかり行い、真つすぐ最短距離で渡りましょう。
- ・ 夜間通行するときは、必ず夜光反射材を身に着け、車両の運転者に自分の位置を知らせるようにしましょう。
- ・ 電動車いすは、歩行者としての扱いになります。電動車いすを利用して道路を通行するときは、右側路肩に注意しながら、歩行者と同じように道路の右側端を通行しましょう。歩道等があるときは、歩道等を通行しましょう。

### ○重大事故を引き起こす飲酒運転の根絶

- ・ 本県では、「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例」（以下、この項目中では「条例」という。）が施行され、それに基づく「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」により、飲酒運転根絶に向けた総合的な取組が進められています。“飲酒運転根絶先進県”として、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って自ら行動し、県等が行う各種取組に積極的に参画するなど、皆で飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざしましょう。
- ・ 飲酒直後からの運転のほか、アルコールが体内に残ったまま（二日酔いなどの状態で）車両等を運転することはもちろんのこと、飲酒運転と知りながらその車両等に乘せてもらったり、飲酒運転になると知りながら車両等を貸したり、お酒を提供することは絶対にやめましょう。飲酒運転は犯罪です。安易な考えが重大事故を引き起こします。
- ・ 飲酒運転する人や飲酒運転の車両等を見つけたら、迷わず110番または最寄りの警察署への通報を行い、未然に重大事故を防ぎましょう。あなたの通報が、悲惨な事故による被害者をなくします。

## 県民の皆さんに期待するアクションの例（続き）

### ○重大事故を引き起こす飲酒運転の根絶（続き）

- ・家庭では、子どもと一緒にあって、飲酒運転の怖さ、飲酒運転による交通事故の悲惨さについて考え、将来に及ぶ子どもの飲酒運転根絶意識の醸成と向上に努めましょう。
- ・条例では、飲酒運転の違反者には、指定医療機関でのアルコール依存症に関する診断を受け、受診した旨を知事に報告しなければならないこととされています。これは、違反者本人等の心身の健康を改善するという面から、飲酒運転を根絶しようとするものです。自分で判断せず、必ず受診しましょう。

## 事業者の皆さんに期待するアクションの例

### ○日常業務を通じた取組

- ・安全運転管理者、運行管理者の皆さんは、車両の始業前点検はもとより、毎朝の点呼等において、従業員の体調確認、アルコール保有の有無等の確認を行い、無理のない運行、飲酒運転の回避を徹底しましょう。
- ・本県公式ウェブサイトの地図情報サービス「Mie Click Maps」の交通事故情報※を参照するなどして、従業員の皆さんに対する出庫前の具体的な安全運転励行の声掛け（指示）も忘れずに行いましょう。  
（※<http://www.map.pref.mie.lg.jp/>から、「コンテンツ」→各「交通事故情報」をクリック）
- ・交通安全啓発ポスター等を事務所内の従業員の皆さんの目につくところに掲示し、交通安全意識を向上させるよう努めましょう。

### ○交通安全教育の徹底

- ・安全運転管理者や運行管理者の皆さんが中心となって、従業員の皆さんの交通安全意識を向上させるための教育を繰り返し行い、交通事故を防止しましょう。交通事故や飲酒運転の防止は、企業防衛にもつながります。
- ・従業員の皆さんに安全運転の大切さを実感してもらうため、三重県交通安全研修センター（☎059-224-7721）を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を行いましょう。
- ・特に、四季の交通安全運動期間中には、従業員の皆さんの交通安全意識をより一層向上させるため、事業所を挙げた交通安全活動に取り組みましょう。  
…事業所を挙げた交通安全活動とは、事業者、従業員が一体となって交通安全に取り組む活動で、例として、全席シートベルトカチッと作戦／無事故・無違反チャレンジ123（チームを組み、123日間の無事故・無違反に挑戦する）／1日1良マナーの実践／速度10キロ減走行 などがあります。

### ○飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす取組

～すべての事業者の皆さん～

- ・始業前・後の従業員の皆さんに対するアルコールチェックのため、アルコールチェッカーでの検査や面接を行い、事業所等から飲酒運転の根絶を図りましょう。
- ・事業所内に飲酒運転根絶のための啓発ポスターを掲示したり、朝礼、ミーティング等での講話、社内報への掲載等を行い、従業員の皆さんへの啓発に努めましょう。

## 事業者の皆さんに期待するアクションの例（続き）

○飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす取組（続き）

～すべての事業者の皆さん（続き）～

- ・ ハンドルキーパー運動推進モデル事業所（店）<sup>\*</sup>、飲酒運転<sup>ゼロ</sup>宣言事業所<sup>\*</sup>、飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざすキャンペーン等の取組に参加・協力して、従業員の皆さんの意識を高めるなど、事業所ぐるみでの飲酒運転防止に努めましょう。

※「ハンドルキーパー運動推進モデル事業所ってなに？」

- （一財）三重県交通安全協会（☎ 059-228-9636）に尋ねるか、  
三重県警察本部（☎ 059-222-0110）までお問い合わせください。

※「飲酒運転<sup>ゼロ</sup>宣言等事業所ってなに？」

- 三重県 環境生活部 くらし・交通安全課 交通安全班（☎ 059-224-2410）  
までお問い合わせください。

～飲食店営業者の皆さん～

- ・ 車両の運転者には酒類を提供しない等の断り書きの掲示、メニュー等へのメッセージ等の掲載をして、来店者に注意喚起しましょう。
- ・ 来店者への積極的な声掛けを行って、運転代行業者の紹介や、ハンドルキーパーの有無の確認をしましょう。
- ・ 飲食後、来店者が飲酒運転するのを見つけたときは、すぐに車両の登録番号（ナンバー）、車名、その他の特徴を110番または最寄りの警察署へ通報し、交通事故を防止しましょう。

～酒類販売業者の皆さん～

- ・ 飲酒運転根絶に関するポスター等を、来店者の見えるところに掲示しましょう。
- ・ 車両利用の来店者が酒類を購入後、飲酒運転するおそれがあると思われるときや、駐車場等で購入者が飲酒しているのを見つけたときは、積極的に声掛けを行い、飲酒運転を未然に防止しましょう。なお、この場合に、飲酒運転するのを見つけたときは、すぐに車両の登録番号、車名、その他の特徴を110番または最寄りの警察署へ通報し、交通事故を防止しましょう。

## 県の取組

- ・ 県民一人ひとりが交通安全について互いに注意を呼びかけあい、「地域の安全は地域で確保する」という意識が醸成されるよう、市町、地域、国の機関、関係団体等のさまざまな主体と連携し、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動を推進します。
- ・ 飲酒運転の根絶のため、飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす教育・啓発によって規範意識を定着させ、飲酒運転違反者へのアルコール依存症の受診義務などの対策を推進することで再発防止につなげます。
- ・ 子どもや高齢者が安全・安心に生活できる交通環境の実現に向け、地域や職域で交通安全運動に取り組む指導者を育成することにより、地域の主体的な交通安全活動を支援します。
- ・ 高齢ドライバーの交通事故防止、交通マナーの向上のため、三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型等の交通安全教育を促進するほか、運転免許証の自主返納（申請による運転免許証の取消し）に係る返納後の優遇措置について検討し、その促進を図ります。

### 県の取組（続き）

- ・交通安全施設の整備を推進するとともに、飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動を推進します。
- ・事故危険箇所における、道路管理者としての歩道等の整備、交差点改良、防護柵の設置、区画線の整備等を進めます。

### 【参考事例】「オール三重」で取り組む交通安全運動

県では、人命の尊重を基本として、広く県民の皆さんに交通安全思想の普及・浸透をはかり、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけていただくとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、悲惨な交通事故を防止し、誰もが住みよい安全で安心な交通社会を実現するため、毎年「三重県交通安全県民運動」を展開しています。

県民運動の中では、年間運動に加え、春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動をそれぞれ10日間ずつ、集中的に展開します。また、日照時間が短くなっていく冬季（10月～年末）には、「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」を展開しています。

各季の運動期間の開始にあたっては、県（知事等、警察本部長等）に加え、関係各団体（子ども、高齢者含む）の出席のもと、出発式を行い、「オール三重」で思いを一つに交通安全の実現に向けて取り組んでいます。



活動指標：交通事故死傷者数

第二次行動計画・施策142 活動指標を引用

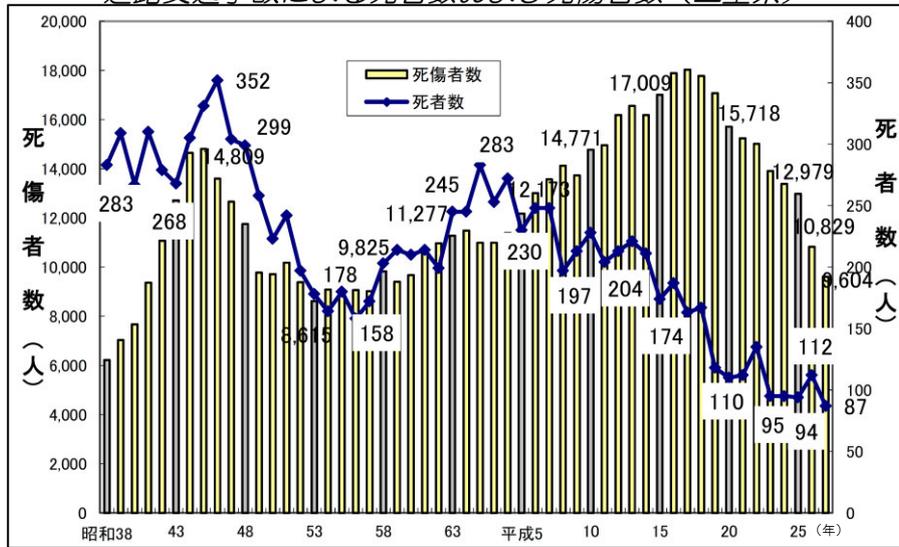
【現状値】 9,604人 → 【平成31年度目標値】 7,700人以下

交通事故ゼロは夢ではない。まずはドライバーと歩行者の意識づくりでござる。



<重点テーマ6に関連するグラフ>

～道路交通事故による死者数および死傷者数（三重県）～

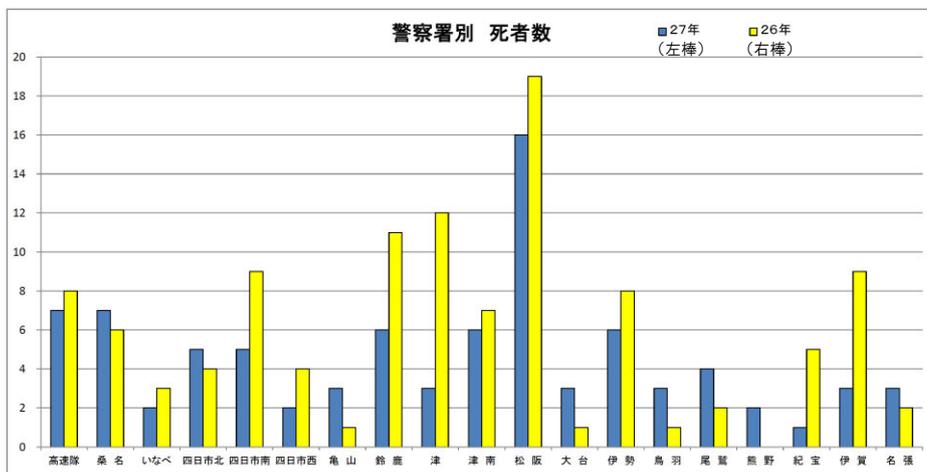
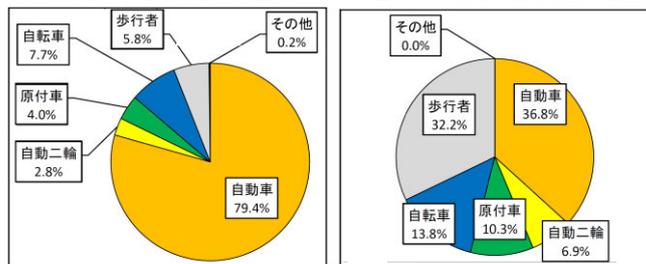


(出典：第10次三重県交通安全計画)

～状態別死傷者（三重県）～

| 区分   | 負傷者数  |        |        |       | 死者数 |     |     |       | 負傷者<br>構成率 | 死者<br>構成率 |
|------|-------|--------|--------|-------|-----|-----|-----|-------|------------|-----------|
|      | 27年   | 26年    | 増減数    | 増減率   | 27年 | 26年 | 増減数 | 増減率   |            |           |
| 自動車  | 7,558 | 8,411  | -853   | -10.1 | 32  | 38  | -6  | -15.8 | 79.4       | 36.8      |
| 自動二輪 | 270   | 316    | -46    | -14.6 | 6   | 12  | -6  | -50.0 | 2.8        | 6.9       |
| 原付車  | 385   | 461    | -76    | -16.5 | 9   | 8   | 1   | 12.5  | 4.0        | 10.3      |
| 自転車  | 737   | 939    | -202   | -21.5 | 12  | 18  | -6  | -33.3 | 7.7        | 13.8      |
| 歩行者  | 549   | 578    | -29    | -5.0  | 28  | 36  | -8  | -22.2 | 5.8        | 32.2      |
| その他  | 18    | 12     | 6      | 50.0  | 0   | 0   | 0   | --    | 0.2        | 0.0       |
| 計    | 9,517 | 10,717 | -1,200 | -11.2 | 87  | 112 | -25 | -22.3 | 100.0      | 100.0     |

<H27年 負傷者の状態別割合（三重県）> <H27年 死者の状態別割合（三重県）>



(出典：三重県警察本部「三重の交通事故<平成27年12月末>」)

## 重点テーマ7 犯罪被害者等支援策を充実させる

現状：県では、平成16（2004）年12月に制定された「犯罪被害者等基本法」（以下、本項目中では「基本法」という。）に加え、国の「犯罪被害者等基本計画」（同じく、「基本計画」という。平成28（2016）年4月～：第3次）により、知事部局および警察本部で犯罪被害者等<sup>※</sup>支援のための各種施策を展開しています。

（※犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者およびその家族又は遺族）

国においては、平成28（2016）年度から、これまで内閣府が担ってきた犯罪被害者等支援施策が国家公安委員会（警察庁）に移管されることとなり、より現場に近く、より細やかな取組の展開が期待されています。

課題：基本法の前文にある、「もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない」という考え方を、全ての県民や事業者等が共有し、犯罪被害者等を皆で支える体制をつくる必要があります。

また、犯罪被害者等支援策は多岐にわたることから、国・県・市町の各機関・分野はもとより、民間を含めたさまざまな主体がしっかりと連携することが必要です。

### 【テーマの方向性】

基本法が制定され、国において基本計画が策定されたことを受け、本県でも犯罪被害者等支援施策を展開しています。

県民一人ひとりが犯罪被害者等支援について理解を深め、さまざまな主体が一体となった支援の一層の充実を図るとともに、犯罪被害の状況に応じた被害者の立ち直りをサポートする体制を整えていきましょう。

#### 基本法の「基本理念」

- ① すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ② 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- ③ 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

#### 第3次基本計画の「基本方針」

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること
- ③ 途切れることなく行われること
- ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

## 県民の皆さんに期待するアクションの例

☆あってはならないことですが、突然、ご自身や身近な人が犯罪被害に遭うことがあるかもしれせん。犯罪被害者等に必要な支援とはどのようなものか、私たち一人ひとりが、まず理解する必要があります。

### ○犯罪被害者等支援への理解

- ・犯罪被害に遭われた方やその家族等の苦しみについて理解し、そつと優しく支えてください。
- ・犯罪の被害者は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、
  - ▶事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
  - ▶医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
  - ▶捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担
  - ▶周囲の人びとの無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道等によるストレス、不快感など、被害後に生じるさまざまな問題に苦しめられます（「二次的被害」）。

…被害者の抱える問題の中で、最も深刻なのが精神的被害です。

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、心や身体に変調をきたすことが多くあります。これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることです。

⇒周りの人たちは、このような被害者の変調を理解して接し、被害者を責めたり、無理に励ましたりすることは避けてください。被害者の心の傷の回復には、周囲の人びとの理解がとても大切です。

### ○専門知識を有する相談員のいる相談窓口の活用

…ご自身や家族が犯罪被害に遭ってしまった... そのようなときは、「公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター」に相談しましょう。

【電話番号：059-221-7830（10時～16時[土日祝、年末年始除く]）】

専門の研修を受けた犯罪被害相談員が、被害者や家族の方の悲しみや苦しみに耳を傾けます。

…特に、性犯罪・性暴力被害について誰にも相談できずに悩みを抱えている方は、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」に相談してください。

専門知識を有する女性相談員が、プライバシーの完全に守られた環境で、総合的な支援を他機関と連携して行うワンストップ支援体制で被害相談に対応します。

【女性相談員による相談専用電話：

059-253-4115

（10時～16時[土日祝、年末年始除く]）】

【メールでの相談も受け付けています：

yorico@tenor.ocn.ne.jp

…「よりこ みえ」で検索してください。】

みえ性暴力被害者支援センター

寄り添う心

よりこ

性暴力被害に遭われた方へ  
だれにも相談できずに、  
ひとりでお悩んでいませんか？  
あなたは、なにも悪くありません。  
ひとりで抱え込まず、まずはお電話ください。  
※相談料は無料です。  
※相談内容は厳守します。  
あなたの大切な体と心のケアについて  
いっしょに考えましょう。

相談時間  
10時～16時（土日祝、年末年始除く）

女性相談員による相談専用電話  
059-253-4115  
※通話料がかかります。

よりこ みえ 検索

メールでの相談も受け付けております。

三重県環境生活部 暮らし安全班 相談機関：みえ性暴力被害者支援センター 平成27年6月1日開設

## 事業者の皆さんに期待するアクションの例

### ○犯罪被害に遭った従業員等の職場復帰に際しての支援

- ・直接・間接に犯罪被害に遭い、一時的に仕事から離れざるを得なくなった従業員等に対し、就業上の配慮を行ってください。
- …あなたの職場の仲間やその家族が、思いがけず犯罪被害に遭ってしまったら...  
身体的・精神的被害の状況によっては、一時的に仕事ができなくなってしまうことがあります。また、治療やカウンセリング等を行わなければならないかもしれません。経済的困窮という、さらなる二次的被害に見舞われてしまわないよう、職場に復帰し、仕事を続けることができるよう、職場の皆で支えてください。

### ○「公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター」の活動の応援

- …同センターは、犯罪被害に遭った方と家族、遺族をサポートする民間の支援団体で、三重県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けています。寄せられた協賛金や寄付金は、犯罪被害者等のために「一時避難場所の借上げ費用」「送迎時の支援車両管理費」「支援員の交通費」「相談等通信費」などに活用されます。賛助会員（法人/個人を問わず可）になったり、協賛金・寄付金を寄せることで、間接的に多くの犯罪被害者等を支援することにつながります。【<http://shien.sub.jp/>】

## 県の取組

- ・警察本部では、犯人の検挙はもとより、犯罪被害者等への情報提供、医療費等経費支給による経済的支援制度など、犯罪被害者の視点に立った各種支援活動を推進し、犯罪被害者の方の権利や利益を保護し、犯罪被害者が再び平穏な生活を取り戻してもらえるよう支援していきます。
  - ・知事部局においても、平成27年6月に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、それを広く周知することや効果的に運用することなどを通じて、犯罪被害者等支援に取り組めます。
  - ・基本法の第7条では、「国、地方公共団体、（中略）その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。」と連携協力の必要について定められており、県では、知事部局・警察本部の各所属や、県内市町担当者との会議を定期的を開催することなどを通じ、連携・協力を図っていきます。
- ☆県の毎年度の犯罪被害者等支援関連事業は冊子に取りまとめ、公表します。

活動指標：性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）

【現状値】 — → 【平成31年度目標値】 49団体

第二次行動計画・施策212活動指標を引用

皆で支えあおう。犯罪被害者は何も悪くないのでござる。



### ＜重点テーマ「活動指標」一覧＞

|                | 目標項目  | 選定理由  | 平成31年度<br>目標値の設定理由  | 現状値                | 目標値<br>(H31) |
|----------------|---|---|---|--------------------|--------------|
| 重点<br>テーマ<br>1 | 防犯ボランティア<br>の団体数  | 犯罪被害に遭いにくい環境<br>づくりを象徴的に表し、<br>かつ、県民や事業者との協創<br>を象徴的に表す指標として、<br>選定しました。  | 防犯ボランティア団体数を<br>増やし、より多くの地区で<br>幅広く活動することが効果<br>を発揮することから設定<br>しました。                                      | 610 団体             | 690 団体       |
| 重点<br>テーマ<br>2 | 「居住する地域内<br>で子ども・女性・<br>高齢者が犯罪から<br>守られている」と<br>感じる人の割合                             | 県民の皆さんの犯罪不安の<br>一因となっている、子ども・<br>女性・高齢者に対する犯罪に<br>関し、地域ぐるみの協創に<br>よって発生を防止すること<br>により、安心感を高めていく<br>ことが重要であることから、<br>選定しました。 | (目標値検討中)  | (調査中)              | (検討中)        |
|                |   |   | ※e - モニター調査により現状値の把握作業中<br>(平成31年度目標値は最終案で提示)   |                    |              |
| 重点<br>テーマ<br>3 | 「県内における<br>テロの発生が<br>未然に防止<br>されている」  | 県内でのテロの発生は、今後<br>もこれまでと同様に未然に<br>防がねばならず、そのために<br>目標数値を掲げる項目には<br>適切なものがないため、<br>めざすべき状態を活動指標<br>として選定しました。                 | -   | -                  | -            |
| 重点<br>テーマ<br>4 | ITに関連する<br>内容を含む消費<br>生活講座等で、<br>消費者トラブルに<br>遭わないために<br>必要な知識が<br>得られたとする人<br>の割合※1 | 県民生活に身近なIT利用<br>に関する目標であり、かつ、<br>トラブルに係る警察等への<br>相談件数も増えている消費<br>生活分野に関する目標で<br>あることから選定しました。                               | 消費生活講座等の受講者の<br>知識の定着と、啓発の周囲へ<br>の波及効果を高めるために、<br>講座の内容等を工夫する<br>ことにより、100%となる<br>ことをめざして、目標値を<br>設定しました。 | 96.2%              | 100%         |
| 重点<br>テーマ<br>5 | 薬物乱用防止に<br>関する知識と理解<br>を深めた人数<br>(累計)※2   | 薬物乱用防止を地域ぐるみ<br>で進めるべく、県民等の薬物<br>乱用防止の理解向上を表す<br>指標として選定しました。   | これまでの講習会の参加者<br>の実績をふまえ、今後、毎年<br>度6万人ずつの参加者を確<br>保する必要があることから、<br>目標値を設定しました。                             | 388,992人<br>(26年度) | 689,000人     |
| 重点<br>テーマ<br>6 | 交通事故死傷者数  | 県が各種取組を展開するの<br>に加えて、県民一人ひとりが<br>意識を高めることで初めて<br>達成される目標であること<br>から、選定しました。   | 第10次三重県交通安全計画<br>において、国よりも高い目標<br>を掲げるとともに全国平均<br>以下をめざし、目標値を設定<br>しました。                                  | 9,604人             | 7,700人以下     |
| 重点<br>テーマ<br>7 | 性犯罪・性暴力<br>被害者支援制度の<br>周知のための<br>協力団体数<br>(累計)※3                                    | 犯罪等被害の中でも特に<br>潜在性が高いと言われる<br>性犯罪・性暴力被害に関して<br>県民等の理解を進めること<br>が、同時に犯罪被害者等支援<br>一般への理解の底上げに<br>つながると期待されること<br>から、選定しました。   | 「みえ性暴力被害者支援<br>センター よりこ」の相談<br>窓口としての認知をさらに<br>広げるため、周知のための<br>協力団体数を全県的に拡大<br>することとし、目標値を設定<br>しました。     | —                  | 49 団体        |

※1：出前講座等でのアンケートにおいて、ITに関連する消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られた（内容を理解できた）と回答した受講者の割合

※2：県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数

※3：県からの働きかけにより、性犯罪・性暴力の被害者支援事業をテーマとして盛り込んだ研修会等を実施した団体数

～県関係の各種相談窓口（防犯・交通安全に関連するもの）～〔平成28年10月現在〕

※特に記載のあるもの以外、「相談日および開設時間」は祝日と年末年始の休日を除きます。

○児童虐待に関する相談【全国共通】

| 相談窓口名称                             | 相談日および開設時間                | 電話番号         |
|------------------------------------|---------------------------|--------------|
| 児童相談所全国共通ダイヤル<br>※お近くの児童相談所につながります | 毎日24時間、<br>虐待通告など緊急の相談に対応 | いちばやく<br>189 |

○DV（ドメスティック・バイオレンス、配偶者等からの暴力）に関する相談

| 相談窓口名称                              | 相談日および開設時間   | 電話番号<br>(FAX番号)                | 管轄区域                                     |
|-------------------------------------|--|--------------------------------|--|
| 三重県女性相談所<br>(三重県配偶者暴力相談支援センター)      | 月・水・金曜：9時～17時<br>火・木曜：9時～20時                                     | 059-231-5600<br>(059-231-5906) | 三重県全域                                    |
| 三重県男女共同参画センター<br>フレンテみえ(女性専用)       | 火～日曜：9時～12時<br>火・金・土・日曜：13時～<br>15時30分<br>木曜：17時～19時<br>(休館日を除く) | 059-233-1133                   | 三重県全域                                    |
| 三重県男女共同参画センター<br>フレンテみえ(男性専用[予約優先]) | 第1木曜：17時～19時<br>(休館日を除く)   | 059-233-1134                   | 三重県全域                                    |
| 北勢福祉事務所                             | 月～金曜：9時～15時45分   | 059-352-0557<br>(059-352-0598) | 木曾岬町、東員町、<br>菟野町、朝日町、<br>川越町             |
| 多気度会福祉事務所                           | 月～金曜：9時～15時45分   | 0596-27-5304<br>(0596-27-5790) | 多気町、明和町、<br>大台町、玉城町、<br>度会町、大紀町、<br>南伊勢町 |
| 紀北福祉事務所                             | 月・水・金曜：9時15分～<br>16時   | 0597-23-3429<br>(0597-23-3449) | 紀北町                                      |
| 紀南福祉事務所                             | 火・木曜：9時15分～<br>16時   | 0597-85-2150<br>(0597-85-3914) | 御浜町、紀宝町                                  |

○薬物乱用についての相談

| 相談窓口名称                                      | 相談日および開設時間        | 電話番号(FAX番号)                                     |
|---|-------------------|---|
| 三重県こころの健康センター<br>・薬物乱用についての相談<br>・依存症専門電話相談 | 水曜：13時～16時        | 059-253-7826                                    |
| 保健所相談窓口                                     | 月～金曜：8時30分～17時15分 | 桑名保健所衛生指導課<br>0594-24-3623 (0594-24-3692)       |
|   |                   | 四日市市保健所衛生指導課<br>059-352-0592 (059-351-3304)     |
|   |                   | 鈴鹿保健所衛生指導課<br>059-382-8674 (059-382-7958)       |
|   |                   | 津保健所衛生指導課<br>059-223-5112 (059-223-5119)        |
|   |                   | 松阪保健所衛生指導課<br>0598-50-0529 (0598-50-0621)       |
|   |                   | 伊勢保健所衛生指導課<br>0596-27-5151 (0596-27-5253)       |
|   |                   | 伊勢保健所衛生指導課 志摩市駐在<br>0599-43-5111 (0599-43-5115) |
|   |                   | 伊賀保健所衛生指導課<br>0595-24-8080 (0595-24-8085)       |
|   |                   | 尾鷲保健所衛生指導課<br>0597-23-3461 (0597-23-3449)       |
|   |                   | 熊野保健所衛生指導課<br>0597-85-2159 (0597-85-3914)       |

※特に記載のあるもの以外、「相談日および開設時間」は祝日と年末年始の休日を除きます。

○消費生活相談（契約に関するトラブルや多重債務に関する相談）

| 相談窓口名称      | 相談日および開設時間                                       | 電話番号         |
|-------------|--|--------------|
| 三重県消費生活センター | 月～金曜：9時～12時、13時～16時<br>日曜（電話相談のみ）：9時～12時、13時～15時 | 059-228-2212 |
| 消費者ホットライン   | 年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日                           | 188【全国共通】    |

○交通事故相談

| 相談窓口名称   | 相談日および開設時間  | 電話番号         |
|----------|-------------|--------------|
| 交通事故相談窓口 | 月～金曜：9時～16時 | 059-228-7350 |

○飲酒運転とアルコール問題に関する相談

| 相談窓口名称     | 相談日および開設時間  | 電話番号         |
|------------|-------------|--------------|
| 飲酒運転防止相談窓口 | 月～木曜：9時～16時 | 059-224-3101 |

○犯罪被害者等に関する相談

| 相談窓口名称                    | 相談日および開設時間   | 電話番号         |
|---------------------------|--------------|--------------|
| 公益社団法人<br>みえ犯罪被害者総合支援センター | 月～金曜：10時～16時 | 059-221-7830 |

○性暴力・性犯罪被害に関する相談

| 相談窓口名称                                  | 相談日および開設時間   | 電話番号   |
|---|--------------|--|
| みえ性暴力被害者支援センター<br>よりこ<br>（女性相談員による電話相談） | 月～金曜：10時～16時 | 059-253-4115[相談専用]<br>〔メール：yorico@tenor.ocn.ne.jp<br>ウェブサイト：http://yorico.sub.jp/〕 |

○障がい者虐待に関する相談

| 相談窓口名称      | 相談日および開設時間        | 電話番号（FAX番号）                    |
|-------------|-------------------|--------------------------------|
| 障害者相談支援センター | 月～金曜：8時30分～17時15分 | 059-232-7533<br>(059-231-0687) |

○警察安全相談

| 相談窓口名称   | 相談日および開設時間  | 電話番号                      |
|----------|-------------|---------------------------|
| 警察安全相談電話 | 月～金曜：9時～17時 | #9110<br>または 059-224-9110 |

○少年の非行防止等に関する相談

| 相談窓口名称   | 相談日および開設時間  | 電話番号         |
|----------|-------------|--------------|
| 少年相談110番 | 月～金曜：9時～17時 | 0120-41-7867 |

○暴力団被害等に関する相談

| 相談窓口名称 | 相談日および開設時間  | 電話番号         |
|--------|-------------|--------------|
| 暴力相談電話 | 月～金曜：9時～16時 | 059-228-8704 |

○拳銃に関する情報問い合わせ【全国共通】

| 相談窓口名称 | 相談日および開設時間 | 電話番号         |
|--------|------------|--------------|
| 拳銃110番 | 毎日24時間対応   | 0120-10-3774 |

○外国人の方からの犯罪被害等に関する相談

| 相談窓口名称   | 相談日および開設時間  | 電話番号（FAX番号）             |
|----------|-------------|-------------------------|
| 国際事犯相談電話 | 月～金曜：9時～17時 | 059-223-2030<br>(FAX兼用) |

## 第5章 策定後の展開

### (1) 「オール三重」の県民運動へ

この「アクションプログラム（仮称）」は、安全で安心な三重をつくるための道具であり、策定は“きっかけ”に過ぎません。めざす姿の実現のためには、「アクションプログラム（仮称）」を広く県民・事業者等の皆さんに共有し、“使って”いただき、オール三重の運動を巻き起こしていく必要があります。

事務局（三重県 環境生活部 くらし・交通安全課）では、「アクションプログラム（仮称）」を、県内のできるだけ多くの皆さんにお届けし、趣旨に賛同をいただくことからスタートします。そして、県民・事業者等の皆さんから、新たな「アクション」を学び、それを他の地域の皆さんにお伝えしていきます。

また、基本目標や活動指標等について、毎年の進捗状況などを県民・事業者の皆さんと共有します。アクションを起こす皆さんが一堂に会する場等で、めざす姿の実現に向けた進捗状況や、よかった点、よくなかった点、次の1年間に向けた改善の方向を確認しあい、プログラムを前進させていきます。

### (2) 未だ見ぬ犯罪に立ち向かうために

20年前、日常の暮らしがサイバー犯罪の脅威にさらされる時代が来ると予想した人が、どれだけいたでしょうか。高齢者を標的にする特殊詐欺や、若者を蝕む危険ドラッグ等の脅威もまた、かつては想像さえしなかったものです。

犯罪を起こそうとする者が一人もいない未来を思い描くことは、残念ですが現実的とは言えません。今の私たちには想像もつかない犯罪が、いつか私たちの目の前に現れると考え、備えることが必要です。

この「アクションプログラム（仮称）」では、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」によって、一人ひとりが力を合わせて犯罪等に立ち向かうという方向性を示しています。いつの時代も、犯罪とは、何者かが悪意をもって誰かを苦しめたり、不利益を負わせたり、何かを壊したりすることだと言えます。その意味では、「意識・地域・環境づくりによる安全・安心の協創」は、私たちが出会ったことのない犯罪にも立ち向かい、勝利することができる力を持ちつづけるはずで

どこよりも安全で安心な三重にするために、**あなたの**力が必要です。

防犯三エ丸の

## 総まとめ

- 一 一人ひとりが防犯・交通安全意識を高めるべし
- 一 地域の見守りあい、安全・安心なまちをつくるべし
- 一 我がまちへの愛と環境整備で、犯罪を遠ざけるべし



犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）

（中間案）

平成 28（2016）年 10 月  
三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 津市広明町 13 番地

電話：059-224-2664

FAX：059-228-4907

電子メール：anzen@pref.mie.jp